

長期優良住宅 認定申請書作成の手引き

(新築版)

(令和 7 年 4 月 1 日版)

発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

目 次

1 章	長期優良住宅建築等計画の認定の申請図書等	1
1.	認定手続の流れ	2
2.	申請手続に係る図書等	9
3.	変更・承継手続に係る図書等	15
4.	住棟申請について	17
2 章	記入例 1（一戸建ての木造軸組み住宅用）	18
1.	認定申請書（規則第一号様式）	19
2.	設計内容説明書（参考様式 1）	28
3.	変更認定申請書（規則第三号様式）	40
4.	承認申請書（規則第七号様式）	43
5.	その他の書類	44
3 章	記入例 2（R C 造共同住宅等用）	51
1.	認定申請書（規則第一号の二様式）	52
2.	設計内容説明書（参考様式 1）	63
3.	変更認定申請書（規則第三号様式）	75
4.	変更認定申請書（規則第六号様式）	76
5.	承認申請書（規則第七号様式）	78
6.	許可申請書（規則第九号様式）	79
7.	その他の書類	80
< 参考 >		87
○	長期使用構造等の確認申請書の様式	
○	登録住宅性能評価機関が交付する確認書の様式	

1 章. 長期優良住宅建築等計画の認定の申請図書等

1 章. 長期優良住宅建築等計画の認定の申請図書等

1. 認定手続きの流れ

長期優良住宅建築等計画の認定を受けようとする者は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）第5条に基づき、認定対象建築物の所在地を所管する所管行政庁に、必要な添付図書を添えて申請書を提出することが求められる。認定の申請者は以下のように整理されるが、それぞれ次頁以降で示す手順で認定手続きが行われる。

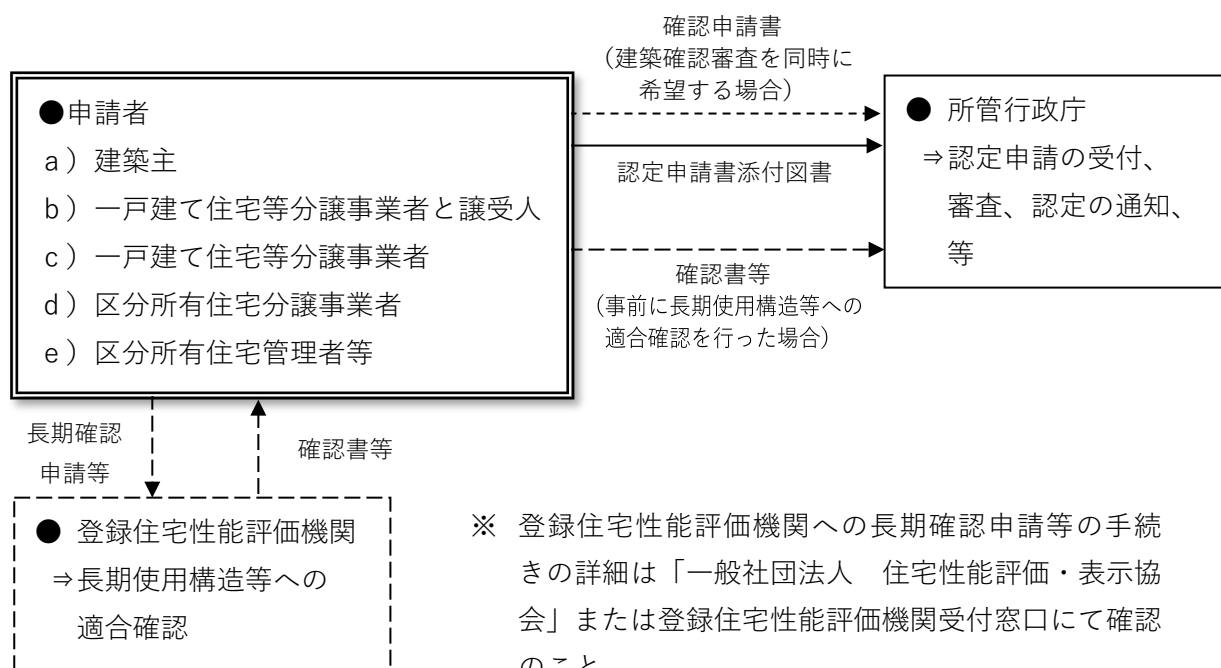
- a) 住宅（区分所有住宅を除く。）を建築し、自ら住宅の維持保全を行うものが申請する場合（一戸建て住宅等の建築主が申請する場合：法第5条第1項）
- b) 販売等を目的に住宅（区分所有住宅を除く。）を建築し、譲渡する譲受人と共同で申請する場合（一戸建て住宅等の分譲事業者と譲受人が共同して申請する場合：法第5条第2項）
- c) 販売等を目的に住宅（区分所有住宅を除く。）を建築し、建築主が単独で申請する場合（譲受人が決定する前に一戸建て住宅等の分譲事業者のみが申請する場合：法第5条第3項）
- d) 複数の者に譲渡を行う区分所有住宅で、管理者等が維持保全を行う住宅を建築し、その譲渡をしようとする分譲事業者が申請する場合（管理組合が設立する前に区分所有住宅の分譲事業者が申請する場合：法第5条第4項）
- e) 区分所有住宅を増改築し、その区分所有住宅の維持保全を行う管理者等が申請する場合（区分所有住宅の管理組合が申請する場合：法第5条第5項）

上記第5条各項において想定される、代表的な申請対象の例を、新築及び増改築について整理すると下表のとおりとなる。

第5条	代表的な申請対象の例	
	新築	増改築
第1項	戸建：注文住宅 共同※1：賃貸住宅、併用住宅※2	戸建：所有する住宅のリフォーム 共同※1：所有する賃貸住宅のリフォーム
第2項 (第3項)	戸建：建売住宅 共同：想定されない（建売賃貸住宅、建売一棟共同住宅）	戸建：買取再販住宅 共同：想定されない（買取再販賃貸住宅、買取再販一棟共同住宅）
第4項 共同のみ	分譲マンション（一部賃貸含む。）	買取再販分譲マンション（一部賃貸含む。）
第5項 共同のみ	—	管理組合による区分所有マンションの増改築
※1 親族等で所有し管理組合を設立せず一棟に住戸が複数ある共同住宅等を含む。		
※2 住宅部分が1オーナーである大規模複合施設を含む。		

所管行政庁は申請者から申請があった場合は速やかに認定審査を行うこととなるが、申請者は住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）に基づき、登録住宅性能評価機関（品確法第5条に基づく機関）が交付する、長期使用構造等に適合していることの確認書または長期使用構造等への適合確認の結果が記載された設計住宅性能評価書（以下本マニュアルにおいて「確認書等」という。）を審査に使用することが可能である。この場合、所管行政庁に認定申請する前に、登録住宅性能評価機関に長期優良に係る確認の申請（以下本マニュアルにおいて「長期確認申請」という。）を行い、確認書等の交付を受け、所管行政庁に提出することとなる。※

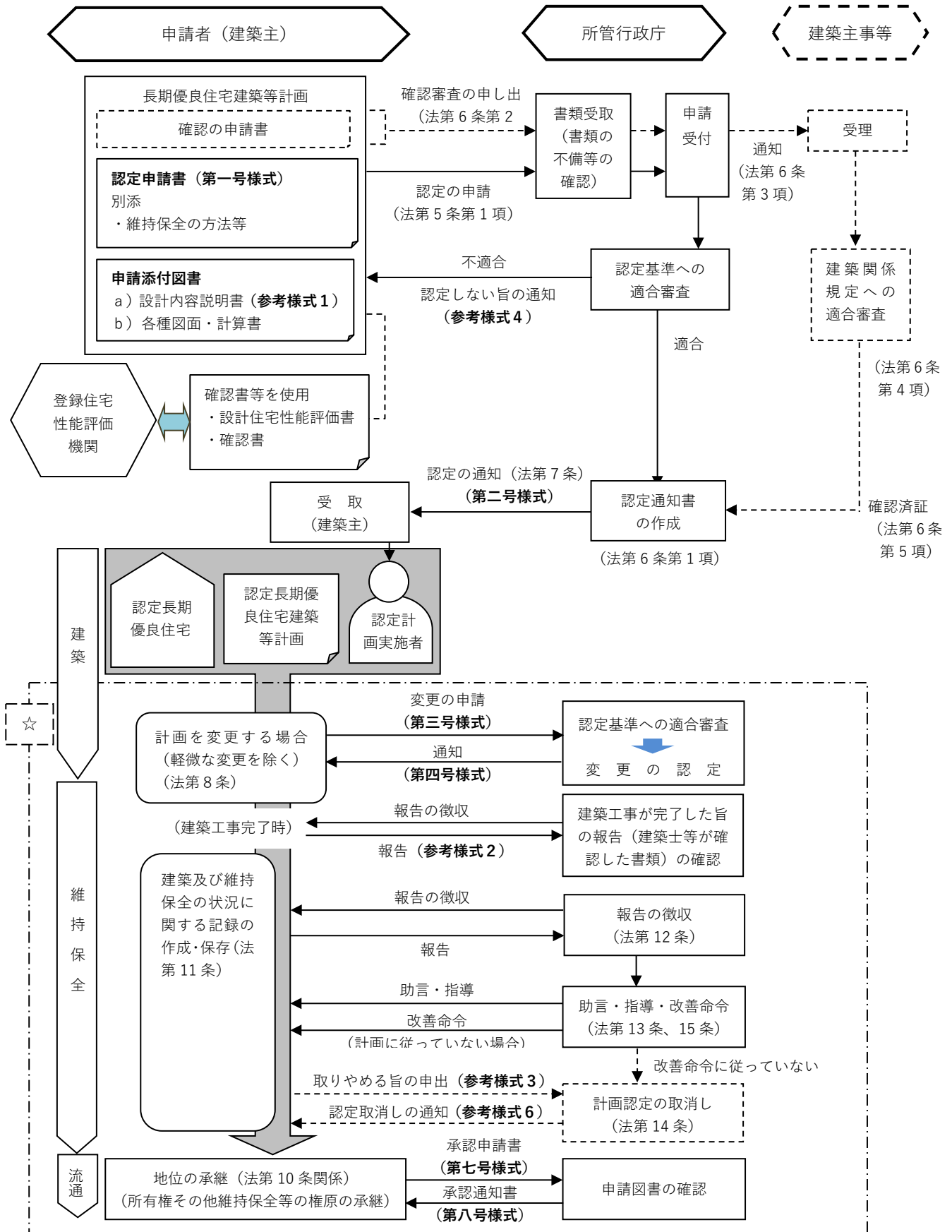
また、法第6条第2項に基づき、長期優良住宅の認定申請とともに、建築確認審査の申し出を併せて行うこともできる。この場合は、認定申請を行う際に建築確認の申請書を併せて提出しなければならない。なお、建築確認審査の申し出を併せて行う場合、認定を受けたことをもって、建築確認済証が交付されたとみなされることとなっており、当該認定が取り消しをされると、建築確認済証の交付があったとみなされなくなるので注意が必要である。



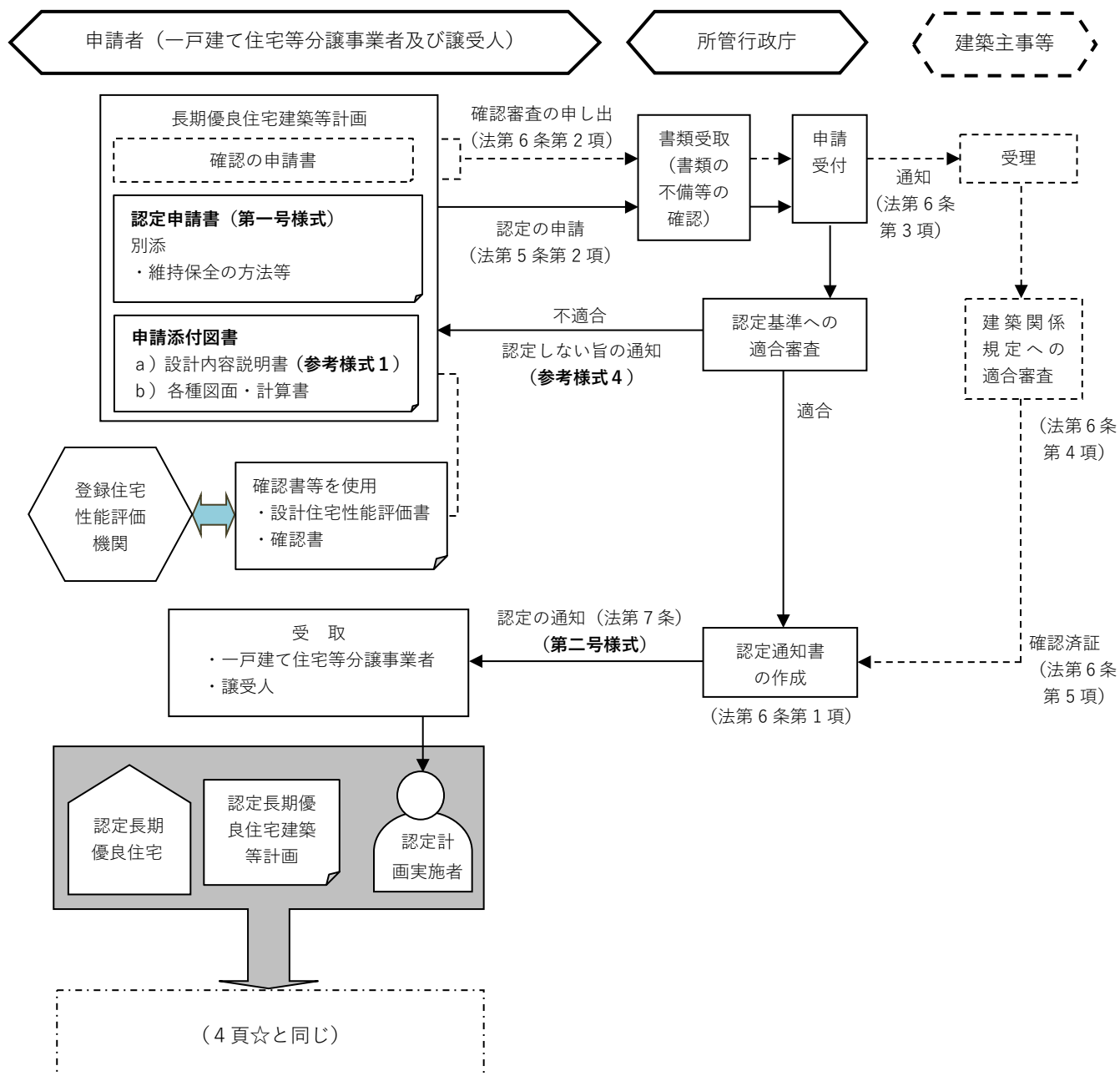
※ 登録住宅性能評価機関への長期確認申請等の手続きの詳細は「一般社団法人 住宅性能評価・表示協会」または登録住宅性能評価機関受付窓口にて確認のこと。

a) 建築主が申請する場合（法第5条第1項に該当する場合）の一般的な流れ

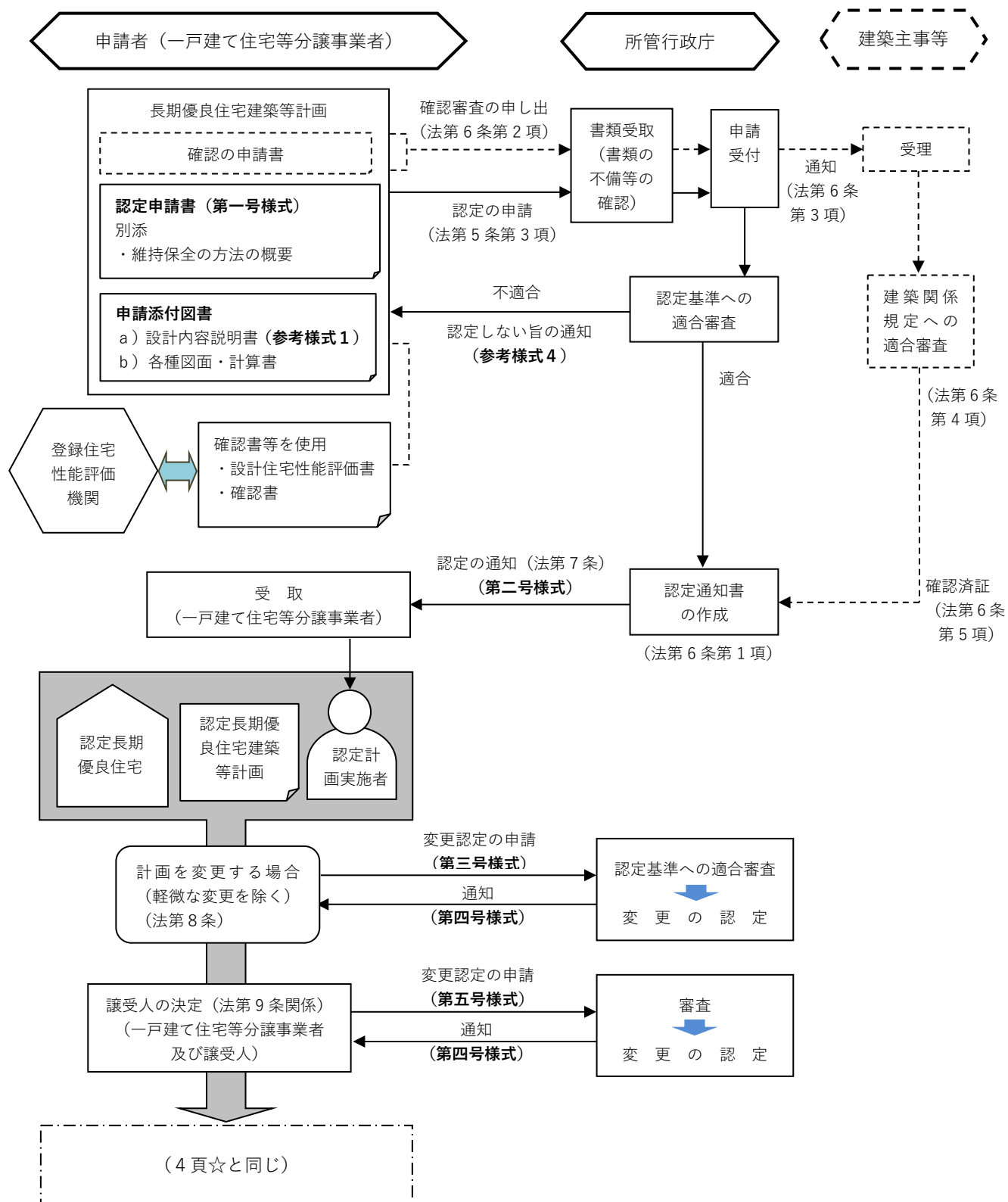
※建築主等は、建築主又は建築副主事を示す。以下同じ。



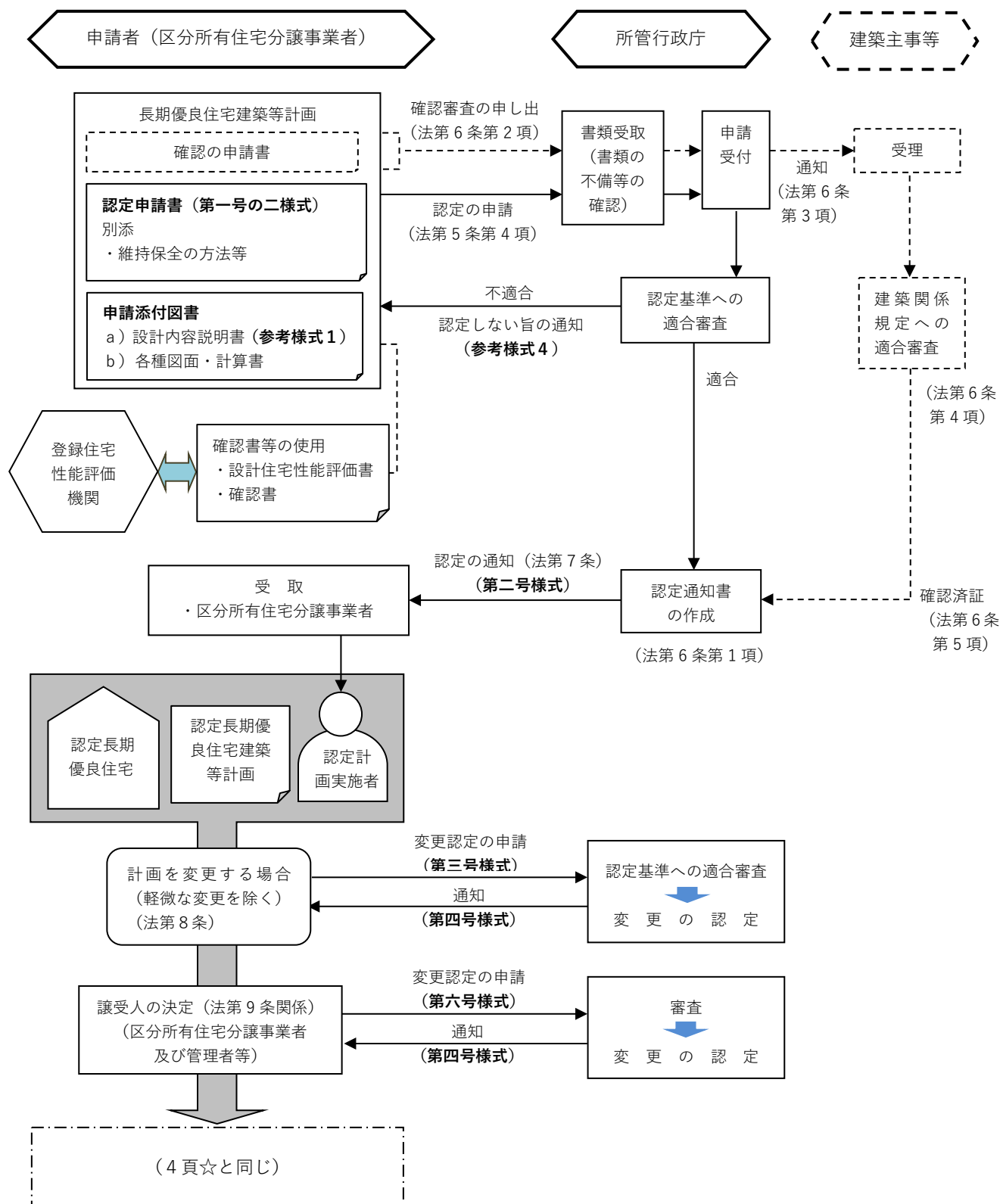
b) 一戸建て住宅等分譲事業者と譲受人が共同して申請する場合（法第5条第2項に該当する場合）の一般的な流れ



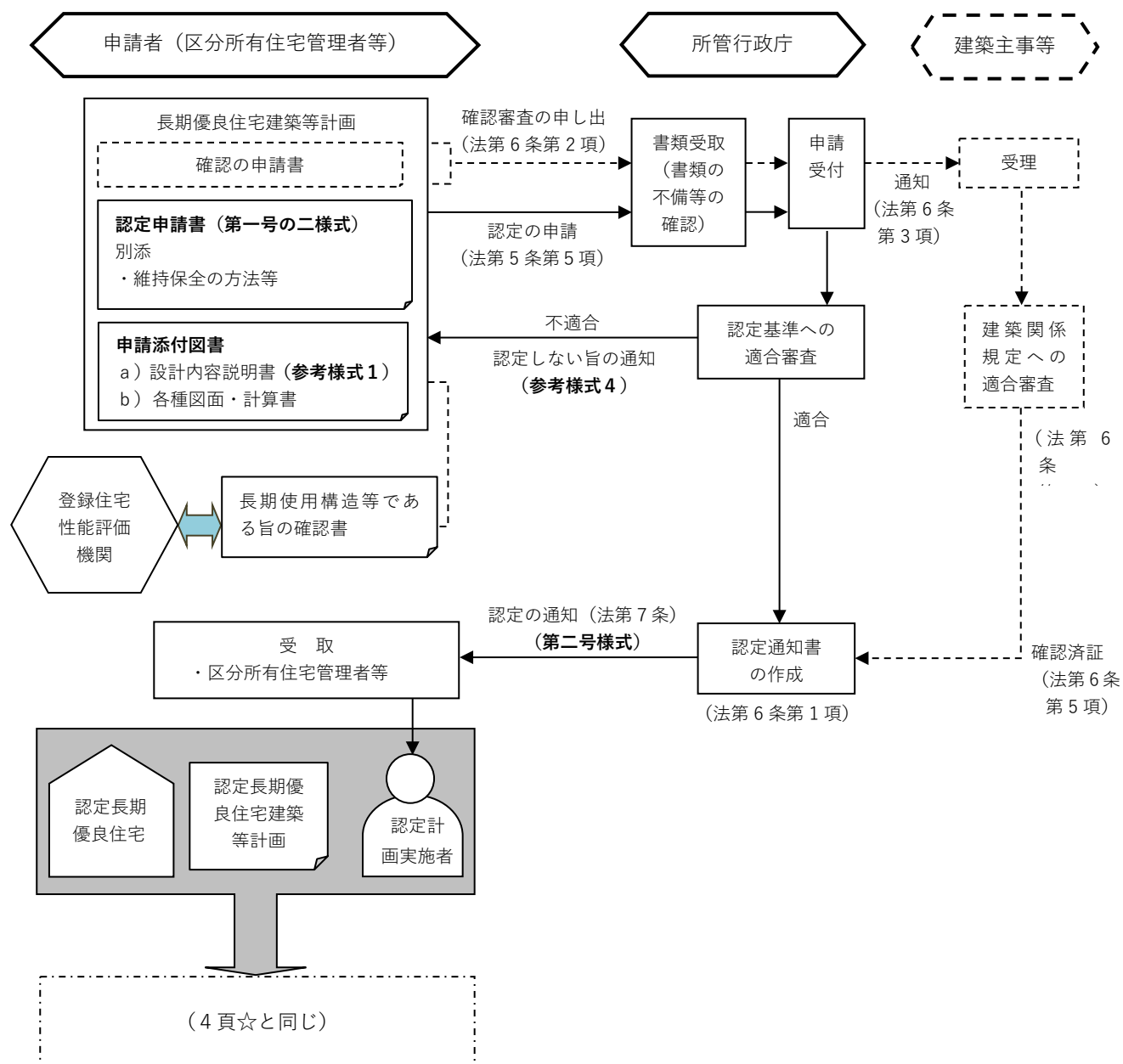
c) 一戸建て住宅等分譲事業者のみが申請する場合（法第5条第3項に該当する場合）の一般的な流れ



d) 区分所有住宅分譲事業者が申請する場合（法第5条第4項に該当する場合）の一般的な流れ



e) 区分所有住宅管理者等が申請する場合（法第5条第5項に該当する場合）の一般的な流れ



※法第5条第6項及び第7項に規定される、長期優良認定住宅維持保全計画の認定については、別途、当協会の作成する「長期優良住宅 認定申請書作成の手引き（既存版）」を参照されたい。

2. 申請手続きに係る図書等

長期優良住宅建築等計画の認定では、当該計画に係る住宅を着工する前に、以下で記載する規則で定められた申請書に必要な添付図書（正本及び副本）を添えて所管行政庁に提出しなければならない。当該計画に係る住宅を着工するのは認定申請後となるが、認定申請した計画が認定基準に適合しなければ、着工後に認定を受けることができない。

なお、長期優良住宅建築等計画の認定の申請を行う時に、併せて当該住宅の建築確認審査の申し出を行うことができる。この場合、建築基準法に従って、建築確認申請に必要な図書を同時に提出しなければならない。

① 認定申請書（規則第一号様式、第一号の二様式）＜規則第2条関係＞

申請者が作成し、所管行政庁に提出する。法第5条第1項から第3項に基づく申請を行う場合は規則第一号様式を用い、同条第4項及び第5項に基づく申請を行う場合は規則第一号の二様式を用いることとなる。

以下に、各様式の記載概要を記載する。

（規則第一号様式）

- a. 第一面 申請者の住所（又は所在地）、及び氏名（又は名称）、当該申請が法第5条第1項から第3項のどの項によるものなのか等についての記載欄が設けられている。
- b. 第二面 建築しようとする住宅の位置、構造等や規模に関する事項等についての記載欄が設けられている。

また、品確法に基づく確認書等を用いて申請を行う場合、11で「有」をチェックした上、確認書等の写しを添付する。

- c. 第三面 共同住宅等の場合の申請に必要なもので、住戸番号や専用部分の面積など住戸に関する事項についての記載欄が設けられている。申請は住棟単位で行うこととなるが、住戸数が多い場合には申請書の一部を別紙に記載して申請することができる。（認定申請書の提出イメージ参照）

- d. 第四面 当該住宅の維持保全の方法・期間等、住宅の建築・維持保全に係る資金計画その他の事項についての記載欄が設けられている。“建築後の長期優良住宅の維持保全の方法及び期間”について欄内に記入しきれない場合は、これに代わる書類を別に添えて提出してもよい。

法第5条第3項の申請を行う場合は、譲受人の決定の予定時期を5に記載する。

また、資金計画は、建築に要する費用の概算額（請負契約の額、販売（予定）価格など）や、法第5条第1項及び第2項の申請を行う場合は、修繕に要する費用の年間積立予定額などを3の②に記載する。

(規則第一号の二様式)

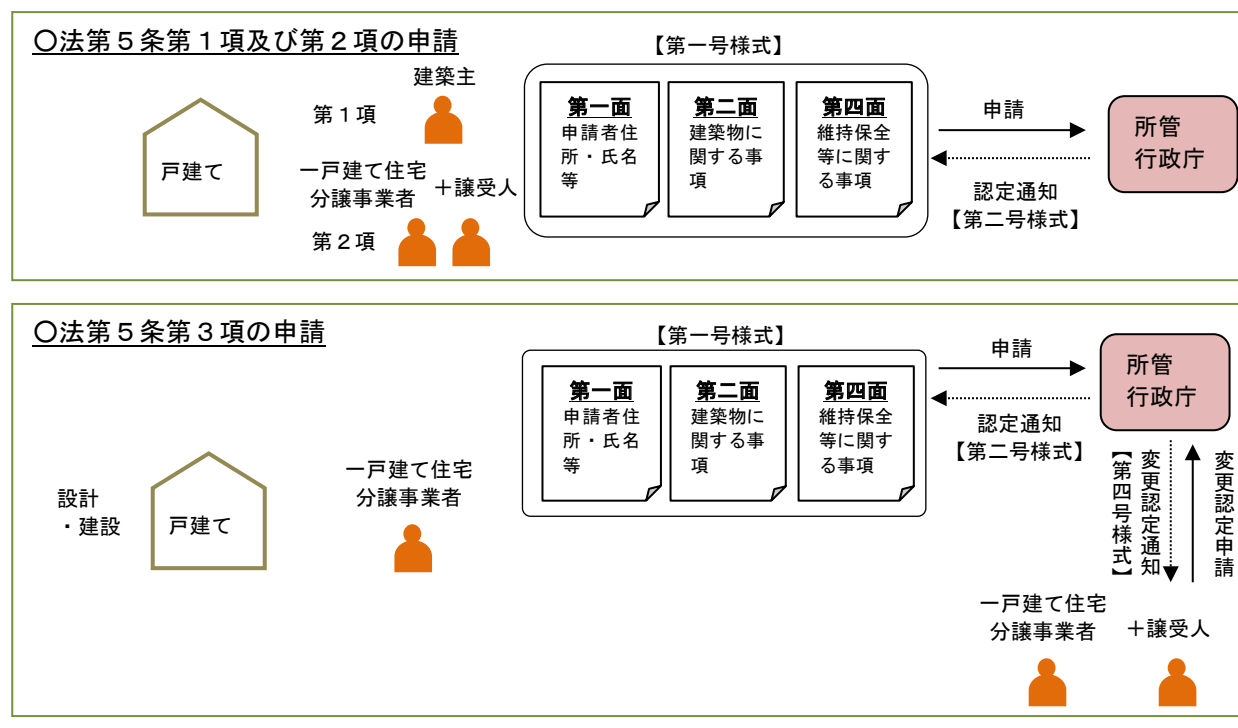
- a. 第一面 申請者の住所（又は所在地）、及び氏名（又は名称）、当該申請が法第5条第4項または第5項のいずれの項によるものなのか等についての記載欄が設けられている。
- b. 第二面 規則第一号様式と同様。
- c. 第三面 規則第一号様式と同様。なお、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第1条の6に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画又はこれらの写しを用いた申請を行う場合、12で「有」をチェックした上、認定管理計画の写し等を添付する。
- d. 第四面 当該住宅の維持保全の方法・期間等、住宅の建築・維持保全に係る資金計画その他の事項についての記載欄が設けられている。また、建築後の住宅の維持保全を管理会社と共同して行う場合、当該管理会社の名称を併せて2に記載することとなる。（認定申請書の記載例参照）

資金計画として、一棟の建築に要する費用の概算額（請負契約の額、販売（予定）価格など）を記載するとともに、法第5条第5項の申請を行う場合は、維持保全に係る資金計画（修繕に要する費用の年間積立予定額など）を記載する。

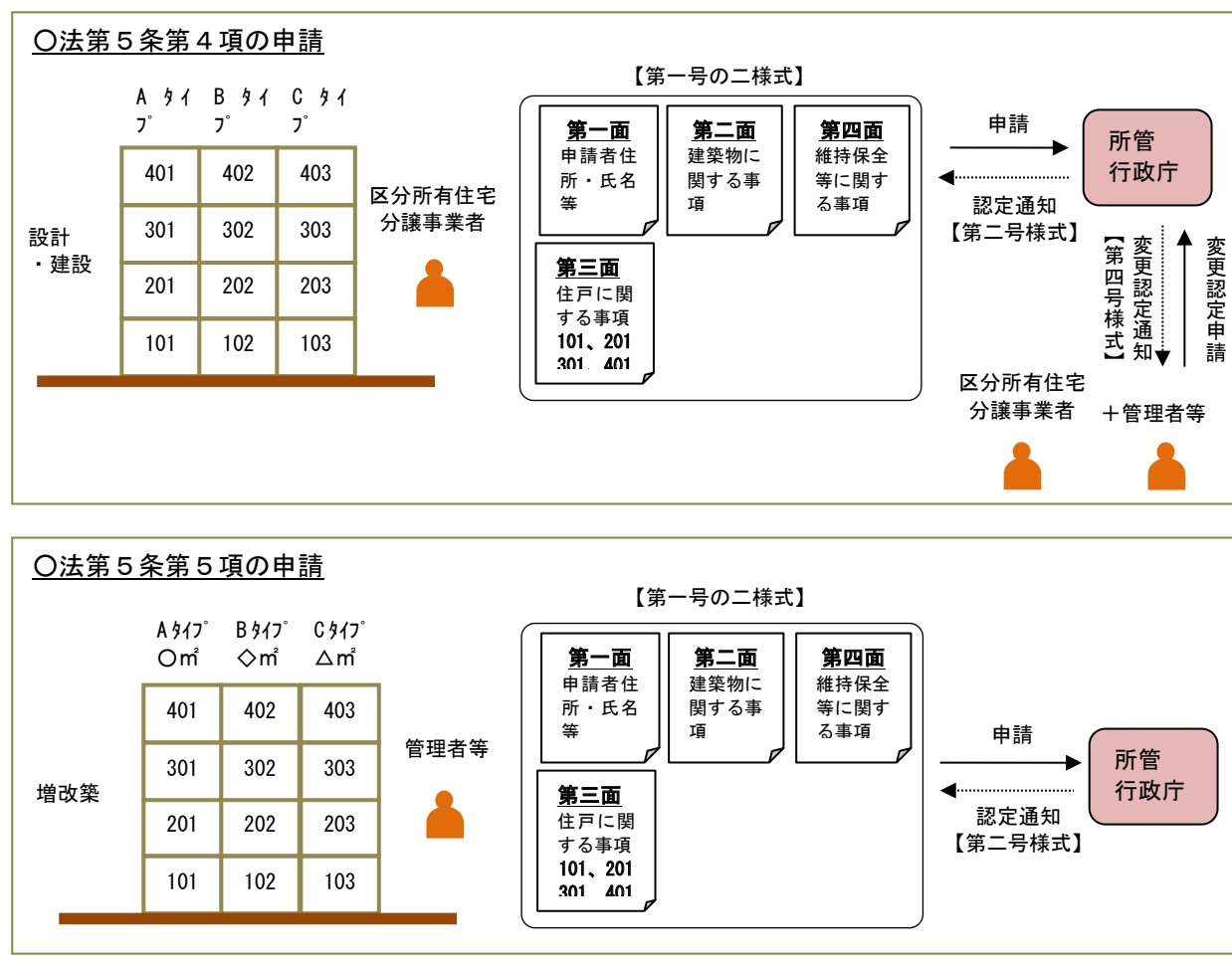
また、法第5条第4項の申請を行う場合は、区分所有住宅の管理者等の決定の予定時期を5に記載する。

■認定申請書の提出イメージ

【一戸建ての住宅の場合】



【共同住宅等の場合】



② 添付図書＜規則第2条関係＞

添付図書の種類及び明示すべき内容は以下の一覧のとおり。

なお、変更申請の場合は、対象となる住宅の認定通知書またはその写しが必要となる。

また、その場合の添付図書については、変更に係るもののみの提出でよい。

図書の種類		明示すべき事項
a) 設計内容説明書		住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明
b) 各種 図面・計 算書	<u>付近見取図</u>	<u>方位、道路及び目標となる地物</u>
	<u>配置図</u>	<u>縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空気調和設備等（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第二号に規定する空気調和設備等をいう。）及び当該空気調和設備等以外のエネルギー消費性能（同号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上に資する建築設備（以下この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置並びに配管に係る外部の排水ますの位置</u>
	仕様書（仕上げ表を含む）	部材の種別、寸法及び取付方法並びにエネルギー消費性能向上設備の種別
	<u>各階平面図</u>	<u>縮尺、方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別及び位置、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置</u>
	<u>用途別床面積表</u>	<u>用途別の床面積</u>
	<u>床面積求積図</u>	<u>床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式</u>
	<u>二面以上の立面図</u>	<u>縮尺、外壁、開口部及びエネルギー消費性能向上設備の位置並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置</u>
	<u>断面図又は矩計形図</u>	<u>縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造</u>
	基礎伏図	縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに床下換気孔の寸法
	各階床伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法

	小屋伏図	縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法
	各部詳細図	縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法
	各種計算書	構造計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容
	機器表	エネルギー消費性能向上設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	状況調査書*	建築物の劣化事象等の状況の調査の結果

※ 表中下線は、確認書等を使用した場合の必要な図書等を示す（規則第2条第1項）。

※ 表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示しても良い。また、当該各項目に掲げる事項を全て他の図書に明示したときは、当該図書を要しない。（規則第2条第2項）

（参考）表中*は増改築基準を適用する場合に限る。

a. 設計内容説明書（参考様式1参照）

認定基準適合の根拠となる設計の内容を説明するための書類。設計内容、記載図書等を記載するとともに設計内容確認欄などを設ける。

設計内容確認欄は審査を行う者が活用する。

申請者が作成し、所管行政庁に提出する。

b. 各種図面・計算書

認定申請する対象住宅が、申請書に添付された設計内容説明書のとおりに設計されていること、あるいは、確認書等の対象住宅と同一であることを確認するための書類。

c. その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書）

- 居住環境の維持及び向上への配慮に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書
- 自然災害による被害の発生の防止又は軽減に関する基準に応じて、それに適合することを確認するために必要な図書

d. 建築確認に関する申請図書

法第6条第2項により建築確認審査の申し出を併せて行う場合は、建築確認の申請図書を提出する。この際、建築確認の申請に係る図書の省略については、建築基準法の取り扱いに従う。

③ 不認定通知書

認定しない旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。

申請図書等の不備を認めた場合、また、審査により認定基準への不適合（法第6条第2項の申し出をした場合は建築基準関係規定への不適合を含む。）が認められた場合等において、所管行政庁から通知される。

④ 認定通知書（規則第二号様式）＜規則第 6 条関係＞

審査の結果、認定が確定した場合にその旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。

⑤ 計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（参考様式 2 参照）

長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針三 2 に基づき、法第 12 条に基づく報告を所管行政庁から求められた場合に提出する書類。添付する書類としては、原則として、登録住宅性能評価機関による建設住宅性能評価書又は建築士による工事監理報告書などが考えられるが、これにより難しい場合は建設工事の受注者による発注者への工事完了の報告書などを添付して報告する。

3. 変更・承継手続きに係る図書等

⑥ 変更認定申請書

（規則第三号様式・第五号様式・第六号様式）＜規則第 8, 11, 13 条関係＞

長期優良住宅の変更認定申請のための書類。

既に認定を受けた長期優良住宅建築等計画（以下「認定計画」という）に記載された内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く）に申請者が作成し、所管行政庁に提出する。認定計画には、認定申請書、添付図書の他、法第 6 条第 2 項の申し出を行う場合には確認の申請書も含まれる。

また、軽微な変更とは、以下に該当するものである。（規則第 7 条関係）

- a) 住宅の建築の着工予定時期又は完了予定時期の 6 月以内の変更であるもの
- b) 一戸建て住宅分譲事業者のみが申請した場合（法第 5 条 3 項に該当する場合）における認定計画にあっては、譲受人の決定の予定時期の 6 月以内の変更であるもの
- c) 区分所有住宅分譲事業者が申請した場合（法第 5 条 4 項に該当する場合）における認定計画にあっては、管理者等の決定の予定時期の 6 月以内の変更であるもの
- d) 変更後の認定に係る建築等計画が認定基準に適合することが明らかな変更。
 - ・断熱材の種類や厚さが変わるが、明らかに性能が同等以上であるような変更
 - ・劣化対策における認定基準の範囲内での樹種や床下空間高さの変更
 - ・一定面積以上の小屋裏換気口の種類、位置の変更
 - ・区分された床下・小屋裏空間内における点検口の種類・位置の変更
 - ・エネルギー消費効率の区分が、同等以上のエアコン機種への交換 など
- e) 上記 d) において、建築確認審査の申し出を併せて行っている場合には、建築基準法施行規則第 3 条の 2 に規定する軽微な変更であるもの。

変更申請にあたっては、基本的には規則第三号様式を用いるが、法第 5 条第 3 項に基づく一戸建て住宅等分譲事業者のみの申請に係るもので譲受人が決定したことによる変更申請（法第 9 条第 1 項関係）の場合は規則第五号様式、法第 5 条第 4 項に基づく区分所有住宅分譲事業者の申請に係るもので管理者等が決定したことによる変更申請（法第 9 条第 3 項関係）の場合は、規則第六号様式を用いる。なお、譲受人又は管理者等（以下「譲受人等」という。）が決定したことによる変更申請は、譲受人等の決定後 3 ヶ月以内に行うものと定められている。譲受人等の決定は契約締結あるいは管理者等の選任（設立総会の開催日）時点としてよい。

規則第三号様式は、申請者の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称）、計画変更前の認定通知書の認定番号、認定年月日、変更の概要についての記載欄が設けられている。

規則第五号および第六号様式は、譲受人等の住所（又は所在地）及び氏名（又は名称）、

計画変更前の認定通知書の認定番号、認定年月日（第一面）、建築後の長期優良住宅の維持保全の方法及び期間、住宅の建築及び維持保全に係る資金計画（第二面）についての記載欄が設けられている。

なお、確認書等を用いて長期優良認定の申請を行っている場合、変更内容に基づく確認書等を取得し、当該確認書等を活用し上記に係る手続きを行うことも可能である。

⑦ 変更認定の通知書（規則第四号様式）＜規則第 9 条関係＞

審査の結果、変更に係る計画の認定が確定した場合にその旨を所管行政庁が申請者に通知するための書類。申請書の副本及びその添付図書を添えて通知される。

⑧ 計画に基づく建築等を取りやめる旨の申出書（参考様式 3 参照）

認定計画に基づく建築等を取りやめる旨を申し出るための書類。

所管行政庁は、認定計画実施者から認定計画に基づく建築等を取りやめる旨の申出があった場合は計画の認定を取り消すことができる。

⑨ 認定取消通知書

認定を取り消すことを決定した旨を所管行政庁が申請者に対して通知する書類。

認定計画実施者が所管行政庁の改善命令に違反した場合や⑧の申出があった場合で、認定を取り消すことが決定された場合、所管行政庁から通知される。

なお、法第 5 条第 4 項に基づく区分所有住宅の分譲事業者による申請では、工事完了後 1 年以内に管理者等の選任と変更申請が行われない場合、認定取り消しの対象となる可能性があるため注意する必要がある。

⑩ 地位の承継に係る承認申請書（規則第七号様式）＜規則第 14 条関係＞

認定計画に基づく地位を承継することについて、承継人が所管行政庁に申請するための書類。

認定計画実施者の一般承継人、または当該住宅の所有権その他維持保全等の権原を取得した者は、所管行政庁の承認によりその地位を承継することができる。

地位の承継の承認申請書は、申請者及び氏名（又は名称）、認定通知書の認定番号、認定年月日、従前の認定計画実施者の氏名、地位の承継が生じた原因についての記載欄が設けられている。

⑪ 承認通知書

地位の承継について承認した旨を、所管行政庁が承継者に通知する書類。

4. 住棟申請（法第5条第4項又は第5項に規定による申請）について

新築分譲マンションなどの区分所有建物の場合には、デベロッパー等の分譲事業者が申請・認定を受けた後、マンションの維持管理を行う管理組合等の設立後、分譲事業者と管理組合等が共同して変更の申請を行うこととなる。管理組合決定時の変更申請の手続は、管理組合設立のため様々な手続き等に要する期間を勘案し、管理組合選任時から3月以内に申請することとしている。

次に共同住宅（分譲マンション）の場合の申請のモデルを示すので参照されたい。

a. 着工前申請時点

- ・分譲事業者が、設計された共同住宅に係る計画について認定申請する段階。この段階では維持管理実施者（管理組合等）が決まっていないため、分譲事業者のみが申請者となる（法第5条第4項）。
- ・申請は第一号の二様式を用い、第一面から第四面を作成（第三面の建築物の住戸に関する事項は、記載すべき事項の全てが明示された別の書面にまとめて記載しても良い。）。第四面は「法第5条第4項の規定に基づく申請の場合」の様式を用いる。

b. 管理者等の選任時点（法第9条関係）

- ・住棟建設・販売後、当該区分所有住宅の管理者等が選任された段階（選任時から3か月以内）で変更認定の申請を行い、当該変更に係る認定通知書を受ける。
- ・変更申請には、第6号様式を用いる。分譲事業者及び当該区分所有住宅の管理者等が共同して変更申請書を作成する。第二面は建築後の維持保全の方法及び期間、建築及び維持保全に係る資金計画等をまとめて記載するが、管理者等が維持保全を管理会社と共同して行う場合、当該管理会社の名称も併せて記載することとなる。

c. 区分所有者による増改築時点

- ・住戸の区分所有者が、増改築に該当する工事（増改築に該当しない改修や設備機器の更新の申請は不要となる。）を実施する段階。この段階では認定住戸の維持管理実施者（管理組合等）が存在しているため、維持管理実施者が申請者となる（法第5条第5項）。
- ・申請は第一号の二様式を用い、第一面から第四面を作成（第三面の建築物の住戸に関する事項は、複数の住戸を対象とする場合は記載すべき事項の全てが明示された別の書面にまとめて記載しても良い。）。第四面は「法第5条第5項の規定に基づく申請の場合」の様式を用いる。

2 章. 記入例 1（一戸建ての木造軸組み住宅用）

2章 記入例1（一戸建ての木造軸組み住宅用）

1. 認定申請書（規則第一号様式）

第一号様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

認 定 申 請 書
（新 築 ／ 増 築・改 築）

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条 第1項
第2項
第3項の規定に基づき、長期優良住宅建築等
計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. この様式において、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 法第5条第2項の規定に基づく申請にあつては、一戸建て住宅等分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。
3. 申請者（法第5条第2項に基づく申請にあつては、一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
4. 共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。

第一号様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

(第一面)

認定申請書
(新築 / 増築・改築)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地 ○○県○○市○○町○-○
-○

申請者の氏名又は名称 住宅太郎

代表者の氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条 第1項 第2項 第3項 の規定に基づき、長期優良住宅建築等
計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事实上に相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号
年 月 日	年
第 号	第
係員氏名	係員氏名

税優遇を受けるためには認定通知書の宛名が税優遇を受ける個人である必要がある。そのため、複数の者が税優遇を受けるためには、税優遇を受ける複数の者を連名として申請者の氏名又は名称欄に記載する必要がある。

また、複数の分譲事業者が事業主体となる場合、第3項の規定に基づく申請の申請者を代表幹事社一社のみとすることができる。代表幹事社一社とすることで、計画変更時、譲受人の決定時等に必要な申請書類について複数事業者の記載ではなく、代表幹事者の記載のみとすることができ、手続きを簡略化できる。

(注意)

1. この様式において、「一戸建ての住宅」とは、一戸建て住宅等分譲事業に関する部分を含むものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 法第5条第2項の規定に基づく申請にあつては、一戸建て住宅等分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。
3. 申請者（法第5条第2項に基づく申請にあつては、一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
4. 共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。

(第二面)

長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

[建築物に関する事項]

【1. 地名地番】				
【2. 敷地面積】		㎡		
【3. 工事種別】 ☐ 新築 ☐ 増築・改築				
【4. 建築面積】		㎡		
【5. 床面積の合計】		㎡		
【6. 建て方】 ☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等				
【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】		階	㎡	階 ㎡
【共同住宅等の場合：住戸の数】		建築物全体		戸
		認定申請対象住戸		戸
【7. 建築物の高さ等】				
【最高の高さ】				
【最高の軒の高さ】				
【階数】 (地上)		階 (地下)	階	
【8. 構造】		造 一部	造	
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】				
【10. 確認の特例】				
法第6条第2項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有				
【11. 住宅の品質の確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】				
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 ☐ 無 ☐ 有				

(注意)

1. 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】の欄について、【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄で「無」に「✓」マークを入れた場合には設計内容説明書を提出してください。
3. 【10. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
4. 【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
5. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第二面)

長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇		
【2. 敷地面積】	165.00	m ²	
【3. 工事種別】	☒ 新築	☐ 増築・改築	建築基準法に基づく 延べ面積を記載
【4. 建築面積】	70.67	m ²	
【5. 床面積の合計】	122.23	m ²	
【6. 建て方】	☒ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等		
【一戸建ての住宅の場合：各階の床面積】	1階	65.92 m ²	2階 49.69 m ²
【共同住宅等の場合：住戸の数】	建築物全体		戸
【7. 当該欄において1の階の床面積が40 m ² 以上であることを確認するため、 規模の基準に則り、階段部分面積を除いた専用部分面積を記載			
【最高・高さ】	7.00m		
【最高の軒の高さ】	6.54m		
【階数】	(地上)	2階	(地下) 階
【8. 構造】	木 造 一部 造		
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別添確認書による		
【10. 確認の特例】	法第6条第2項の規定による申出の有無 ☒ 無 ☐ 有		
【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】	住宅の品質確保の促進等 第4項の規定により、その 「別添確認書による」、「別添住宅性能評価書による」、又は 「別添設計内容説明書による」などと記載した確 認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7 条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれら の写しの添付の有無 ☐ 無 ☒ 有		

(注意)

<略>

(第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

--

3. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

--

② 維持保全に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	年	月	日

(注意)

1. 3①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. 3②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。
3. 共同住宅等に係る申請である場合でも、3①及び②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。
4. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第1項又は第2項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法及び期間

維持保全の方法：〇〇工務店（●●県〇〇市）による点検・保証システムを実施
【別添の維持保全計画書参照】
維持保全の期間：30年

点検実施予定者の情報
(事業者名・所在地) も記載

3. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

建築に要する費用 3,000万円

② 維持保全に係る資金計画

修繕資金として年間6万円の積立を行う。

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕 令和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕 令和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

(注意)

1. 3①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. 3②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。
3. 共同住宅等に係る申請である場合でも、3①及び②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。
4. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第3項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

--

3. 住宅の建築に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	年	月	日

5. 譲受人の決定の予定時期 年 月

(注意)

1. 3 欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。
2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第3項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

維持保全の方法：〇〇工務店（●●県〇〇市）による点検・保証システムを実施
【別添の維持保全計画書参照】
維持保全の期間：30年

点検実施予定者の情報
(事業者名・所在地) も記載

3. 住宅の建築に係る資金計画

建築に要する費用 3,000万円

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕 令和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕 令和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

5. 譲受人の決定の予定時期 令和〇〇年 〇〇 月 〇〇 日

(注意)

1. 3 欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。また、共同住宅等に係る申請である場合でも、一棟に係る費用を記載してください。
2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

一戸建て住宅の木造軸組み住宅用

(第一面)

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項等	確 項	認 目	設計内容説明欄		※	記載図書	設計内容 確認欄
			項	目			
1. 構造 躯体 等の劣化対策	外 壁 の 軸 組 等	外壁の構造(地 面から1m)	・ 外壁の構造 (☐ 通気構造等 ☐ その他)		☐ 仕上表 ☐ 伏図 ☐		
			・ 柱 [☐ 製材 (樹種) ☐ 集成材等 (樹種)] 小計 (cm) 薬剤処理 [☐ 有 (方法) ☐ 無]				
			・ 柱以外の軸材 [☐ 製材 (樹種) ☐ 集成材等 (樹種)] 薬剤処理 [☐ 有 (方法) ☐ 無]				
			・ 構造用合板等の種類 () 薬剤処理 [☐ 有 (方法) ☐ 無]				
	土 台	防 腐 ・ 防 蟻 処 理	・ 土台に接する外壁下端水切り (☐ 有 ☐ 無)		☐ 仕上表 ☐ 伏図 ☐		
			・ 土台の樹種 () ・ 薬剤処置 [☐ 有 (方法) ☐ 無]				
地 盤	防 蟻 措 置	・ 防蟻措置 (☐ べた基礎等 ☐ 土壌処理 ☐ その他)		☐ 仕上表 ☐			
		・ 土壌処理方法 [☐ 有 (方法) ☐ 無]					
浴 室 ・ 脱 衣 室 の 防 水	防 水 上 の 措 置	・ 浴室 (☐ 浴室ユニット ☐ 防水上有効な仕上げ ☐ その他の防水措置 ☐ 防腐措置) 方法 ()		☐ 仕上表 ☐			
		・ 脱衣室 (☐ 防水上有効な仕上げ ☐ その他の防水措置 ☐ 防腐措置) 方法: ()					
基 礎 高 さ	基 礎 高 さ	・ 地面から基礎上端又は土台下端までの高さ (mm)		☐ 仕上表 ☐ 矩形図 ☐			
床 下 防 湿 ・ 換 気 措 置	防 湿 方 法	・ 防湿方法 [☐ コンクリート (厚さ mm) ☐ 防湿フィルム (厚さ mm)] 防湿フィルムの場合の材料 ()		☐ 計算書 ☐ 仕上表 ☐ 基礎伏図 ☐ 矩形図 ☐			
		☐ 基礎部の開口 (換気口の設置間隔 mm) (開口高さ mm、幅 mm) ☐ ねこ土台 (有効面積 cm ² /m、高さ cm)					
	換 気 措 置	換 気 措 置	☐ 換気口位置 (給気口: 排気口:) ・ 換気口の面積の天井面積に対する割合 ()		☐ 仕上表 ☐ 立面図 ☐		
小 屋 裏 換 気 措 置	小 屋 裏 換 気 措 置	・ 換気口位置 (給気口: 排気口:) ・ 換気口の面積の天井面積に対する割合 ()		☐ 仕上表 ☐ 立面図 ☐			
	点 検 空 間 の 確 保	床 下 措 置	・ 床下空間への設置 点検口 (☐ 有 ☐ 無)	☐ 仕上表 ☐ 立面図 ☐			
	床 下 空 間	・ 床下有効高さ (mm)					
	小 屋 裏 措 置	・ 小屋裏空間への設置 点検口 (☐ 有 ☐ 無)	☐				

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

(第一面)

設計内容説明書【一戸建ての木造軸組住宅用】

建築物の名称	住宅太郎様邸新築工事
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇〇
設計者氏名	長期 健子
審査員氏名	

認定事項等	確 項 目	設計内容説明欄 ※		記載図書	設計内容 確認欄
		項 目	設計内容		
1. 構造躯体 等の劣化対策	外 壁 の 軸 組 等	外壁の構造(地 面から1m)	・ 外壁の構造 (☒ 通気構造等 ☐ その他) ・ 柱 [☒ 製材 (樹種 ヒノキ) ☐ 集成材等 (樹種)] 小計 (12 cm) 薬剤処理 [☐ 有 (方法) ☒ 無] ・ 柱以外の軸材 [☒ 製材 (樹種 スギ) ☐ 集成材等 (樹種)] 薬剤処理 [☒ 有 (方法 保存協会認定防腐朽剤を珪藻土布) ☐ 無] ・ 構造用合板等の種類 (構造用合板) 薬剤処理 [☒ 有 (方法 同上) ☐ 無]	☒ 仕上表 ☐ 伏図 ☐	
	土 台	防 腐 ・ 防 蟻 処 理	・ 土台に接する外壁下端水切り (☒ 有 ☐ 無) ・ 土台の樹種 (ヒノキ) ・ 薬剤処置 [☐ 有 (方法) ☒ 無]	☒ 仕上表 ☐ 伏図 ☐	
	地 盤	防 蟻 措 置	・ 防蟻措置 (☒ べた基礎等 ☐ 土壌処理 ☐ その他) ・ 土壌処理方法 [☐ 有 (方法) ☐ 無]	☒ 仕上表 ☐	
	浴 室 ・ 脱 衣 室 の 防 水	防 水 上 の 措 置	・ 浴室 (☒ 浴室ユニット ☐ 防水上有効な仕上げ ☐ その他の防水措置 ☐ 防腐措置) 方法 () ・ 脱衣室 (☒ 防水上有効な仕上げ ☐ その他の防水措置 ☐ 防腐措置) 方法: (壁:ビニルクロス 床:塩化ビニル製床材)	☒ 仕上表 ☐	
	基 礎 高 さ	基 礎 高 さ	・ 地面から基礎上端又は土台下端までの高さ (420 mm)	☐ 仕上表 ☒ 矩形図 ☐	
	床 下 防 湿 ・ 換 気 措 置	防 湿 方 法	・ 防湿方法 [☒ コンクリート (厚さ 120 mm) ☐ 防湿フィルム (厚さ mm)] 防湿フィルムの場合の材料 ()	☐ 計算書 ☒ 仕上表 ☒ 基礎伏図	
		換 気 措 置	☐ 基礎部の開口 (換気口の設置間隔 mm) (開口高さ mm、幅 mm) ☒ ねこ土台 (有効面積 120 cm ² /m、高さ 2 cm)	☒ 矩形図 ☐	
	小 屋 裏 換 気 措 置	小 屋 裏 換 気 措 置	・ 換気口位置 (給気口: 軒裏 排気口: 軒裏) ・ 換気口の面積の天井面積に対する割合 (1階:1.89/250、2階:1.37/250)	☒ 仕上表 ☐ 立面図 ☐	
	点 検 空 間 の 確 保	床 下 措 置	・ 床下空間への設置 点検口 (☒ 有 ☐ 無)	☒ 仕上表	
		床 下 空 間	・ 床下有効高さ (330 mm)	☒ 立面図	
		小 屋 裏 措 置	・ 小屋裏空間への設置 点検口 (☒ 有 ☐ 無)	☐	

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄 ※		記載図書	設計内容 確認欄		
		項目	設計内容				
2. 耐 震 性	検 証 方 法	地震力及び風圧力に関する検証	☐ 壁量計算 ⇒評価方法基準 第5 1-1(3)ホ又はへ①b)による場合 ☐ 許容応力度等計算 ☐ 限界耐力計算 ☐ その他 ()	☐ 構造計算書 ☐			
	耐 力 壁	筋 交 い	・種類 () 寸法 ()	☐ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐			
		耐 力 壁	・種類 () 寸法 ()				
		木 摺 耐 力 壁	・種類 () 寸法 () ・間隔 ()				
		面 材 耐 力 壁	・種類 () ・面材厚さ () mm 倍率 () ・釘種類 () 釘間隔 () mm				
	準 耐 力 壁	木 摺	・種類 () 寸法 ()	☐ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐			
		準 耐 力 壁	・間隔 ()				
		面 材 耐 力 壁	・種類 () ・面材厚さ () mm 倍率 () ・釘種類 () 釘間隔 () mm				
	壁 量	存 在 壁 量	・ X軸方向 1階 () cm 2階 () cm ・ Y軸方向 1階 () cm 2階 () cm	☐ 壁量計算書 ☐			
		基準法で定める必要壁量	・ X軸方向 1階 () cm 2階 () cm ・ Y軸方向 1階 () cm 2階 () cm				
		耐震等級の必要壁量	・ X軸方向 1階 () cm 2階 () cm ・ Y軸方向 1階 () cm 2階 () cm				
		耐風等級の必要壁量	・ X軸方向 1階 () cm 2階 () cm ・ Y軸方向 1階 () cm 2階 () cm				
床 組 等		火 打 ち 構 面	・種類 () ・隅長 () 取合梁成 () ・火打ち構面位置 ()			☐ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐	
		2 階 床 面	・面材の種類 () ・根太間隔 () mm 工法 () ・釘種類 () 釘間隔 () mm				
	3 階 床 面	・面材の種類 () ・根太間隔 () mm 工法 () ・釘種類 () 釘間隔 () mm					
	小 屋 床 面	・面材の種類 () ・根太間隔 () mm 工法 () ・釘種類 () 釘間隔 () mm					
屋 根 面	屋 根 勾 配	・勾配 ()	☐ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐				
	屋 根 構 面	・面材の種類 () ・垂木間隔 () mm 工法 () ・釘種類 () 釘間隔 () mm					
接 合 部	筋 交 い 端 部 の 接 合 部	・接合部の仕様 () ()	☐ 構造伏図 ☐ 仕上表 ☐				
	柱 脚 ・ 柱 頭 の 接 合 部	・柱脚・柱頭の接合部の検証方法 ☐ 平成12年建設省告示第1460号(仕様規定) ☐ N値計算法 ☐ 許容応力度等計算 ☐ その他 ()					
	横 架 材 接 合 部	・接合部の仕様 () ()					
	胴 差 し と 通 し 柱 の 接 合 部	・接合部の仕様 () ()					

(記入例)

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄 ※		記載図書	設計内容確認欄	
		項目	設計内容			
2. 耐震性	検証方法	地震力及び風圧力に関する検証	☒ 壁量計算 ⇒ 評価方法基準 第5 1-1(3)ホ又はへ①b)による場合 ☐ 許容応力度等計算 ☐ 限界耐力計算 ☐ その他 ()	☒ 構造計算書 ☐		
	耐力壁	筋交い	・種類 (片方向筋交) 寸法 (45×90mm) ・種類 (たすき掛け) 寸法 (45×90mm)	☒ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐		
		木摺耐力壁	・種類 () 寸法 () ・間隔 ()			
		面材耐力壁	・種類 () ・面材厚さ () mm 倍率 () ・釘種類 () 釘間隔 () mm			
		準耐力壁	・種類 () 寸法 () ・間隔 ()	☒ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐		
	壁量	存在壁量	・X軸方向 1階 (0000 cm) 2階 (0000 cm) ・Y軸方向 1階 (0000 cm) 2階 (0000 cm)	☒ 壁量計算書 ☐		
		基準法で定める必要壁量	・X軸方向 1階 (0000 cm) 2階 (0000 cm) ・Y軸方向 1階 (0000 cm) 2階 (0000 cm)			
		耐震等級の必要壁量	・X軸方向 1階 (0000 cm) 2階 (0000 cm) ・Y軸方向 1階 (0000 cm) 2階 (0000 cm)			
		耐風等級の必要壁量	・X軸方向 1階 (0000 cm) 2階 (0000 cm) ・Y軸方向 1階 (0000 cm) 2階 (0000 cm)			
		床組等	火打ち構面	・種類 (火打ち金物HB) ・隅長 (700mm) 取合梁成 (150mm以上) ・火打ち構面位置 (2階床、小屋床)	☒ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐	
			2階床面	・面材の種類 (構造用合板厚12mm) ・根太間隔 (303 mm) 工法 (半欠き) ・釘種類 (N50) 釘間隔 (150 mm)		
			3階床面	・面材の種類 () ・根太間隔 () mm 工法 () ・釘種類 () 釘間隔 () mm		
小屋床面			・面材の種類 () ・根太間隔 () mm 工法 () ・釘種類 () 釘間隔 () mm			
屋根面	屋根勾配	・勾配 (4寸)	☒ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐			
	屋根構面	・面材の種類 (構造用合板厚12mm) ・垂木間隔 (455 mm) 工法 (転ばし) ・釘種類 (N50) 釘間隔 (150 mm)				
接合部	筋交い端部の接合部	・接合部の仕様 (筋交プレート) ()	☒ 構造伏図 ☐ 仕上表 ☐			
	柱脚・柱頭の接合部	・柱脚・柱頭の接合部の検証方法 ☐ 平成12年建設省告示第1460号(仕様規定) ☒ N値計算法 ☐ 許容応力度等計算 ☐ その他 ()				
	横架材接合部	・接合部の仕様 (羽子板ボルト) (短冊金物)				
	胴差しと通し柱の接合部	・接合部の仕様 (腰掛け蟻・羽子板ボルト) ()				

(記入例)

基礎	基礎の形式	☐ 布基礎 ☒ べた基礎 ☐ その他 ()	☒ 基礎伏図 ☐ 構造計算書 ☐ 構造伏図 ☐ 矩計図 ☐	
	寸法及び配筋等の検証方法	☒ スパン表による (種類: 日本住宅木材技術センター) ☐ 許容応力度計算による ☐ その他 ()		
	アンカーボルト	・品質 (亜鉛メッキ処理) ・埋め込み長さ (250 mm) ・位置・間隔 (柱芯から150mm、間隔1820mm)		
横架材	寸法及び配筋等の検証方法	☒ スパン表による (種類: 日本住宅木材技術センター) ☐ 許容応力度計算による ☐ その他 ()	☐ 構造計算書 ☒ 構造伏図 ☐	
限界耐力計算の場合	寸法及び配筋等の検証方法	☐ 地上部の各階の安全限界変形の当該階の高さに対する割合が1/40以下であることを確認 ☐ 各階の変形をそれぞれ当該階の安全限界変形の75%以下であることを確認 ☐ 等級2, 3, かつ地上部の各階の安全限界変形の当該階の高さに対する割合が1/30以下であることを確認	☐ 構造計算書 ☐ 構造伏図 ☐	
時刻歴応答解析計算		☐ 平成12年建設省告示第1461号第1号から第5号までに定める構造計算により安全性を有することを確認 ☐ 極めて稀に発生する地震による力に対して、各階の応答層間変形角が1/100以下であることを確認 ☐ 建築基準法施行令第36条第2項第2号に規定する耐久性等関係規定(令第39条第1項及び第70条の規定を除く)に適合している	☐ 構造計算書 ☐ 構造伏図 ☐	
免震建築物の場合		☐ 免震建築物 ☐ 平成12年建設省告示2009号第1第3号による規定 ・同告示第2の該当する号 ☐ 一号(建築基準法20条第1項第四号に掲げる建築物) ☐ 二号(建築基準法20条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物) ☐ 三号(時刻歴応答解析を行い大臣認定を取得) ・免震層、免震材料の維持に関する計画 ☐ 免震材料等の維持管理に関する計画 ☐ 敷地の管理に関する計画	☐ 構造計算書 ☐ 計画書 ☐ 配置図 ☐ ☐	

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

設計内容説明書【一戸建ての木造軸組住宅用】

(第二面)

認定事項等	確 認 項 目	設計内容説明欄 ※		記載図書	設計内容 確認欄
		項 目	設計内容		
3. 可 変 性			(一戸建ての住宅のため該当なし)		
4. 維持管理 更新の容易性 (専用配管) (ガス管を除く)	専 用 配 管	コンクリート 内埋込み配管	・ 排水管 (☐ 無 ☐ 有) ・ 給水管 (☐ 無 ☐ 有) ・ 給湯管 (☐ 無 ☐ 有)	☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐ 矩形図 ☐	
	地 中 埋 設 管	地中埋設管上 のコンクリート 打 設	・ 排水管 (☐ 無 ☐ 有) ・ 給水管 (☐ 無 ☐ 有) ・ 給湯管 (☐ 無 ☐ 有) ☐ 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域	☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐ ☐	
	専 用 排 水 管	排 水 管 の 清 掃 措 置	・ 便所 [☐ 排水ますに隣接 ☐ 掃除口 ☐ 露出又は開口有] ・ その他の水まわり [☐ トラップ ☐ 掃除口 ☐ 露出又は開口有]	☐ 配置図 ☐ 平面図	
	排水管の形状 等(継手及び ヘッダーを含 む)	排 水 管 等 の 内 面	☐ 平滑である(仕様等) ☐ その他 ()	☐ 仕上表 ☐	
		設 置 状 態	☐ たわみ、抜け等が生じないように設置 措置 () ☐ その他 ()		
	配 管 点 検 口	主 要 接 合 部 等の点検措置	・ 排水管と設備機器の接合部 [☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他 ()] ・ 給水管と設備機器の接合部 [☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他 ()] ・ 給湯管と設備機器の接合部 [☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他 ()] ・ 給水管とバルブ及びヘッダー [☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他 ()] ・ 給湯管とバルブ及びヘッダー [☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他 ()]	☐ 平面図 ☐	
5. 高 齢 者 等 対 策			(一戸建ての住宅のため該当なし)		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

(第二面)

設計内容説明書【一戸建ての木造軸組住宅用】

認定事項等	確 認 項 目	設計内容説明欄 ※		記載図書	設計内容 確認欄
		項 目	設計内容		
3. 可 変 性			(一戸建ての住宅のため該当なし)		
4. 維持管理 更新の容易性 (専用配管) (ガス管を除く)	専 用 配 管	コンクリート 内埋込み配管	・ 排水管 (☒ 無 ☐ 有) ・ 給水管 (☒ 無 ☐ 有) ・ 給湯管 (☒ 無 ☐ 有)	☐ 仕上表 ☒ 平面図 ☒ 矩形図 ☐	
	地 中 埋 設 管	地中埋設管上 のコンクリート 打 設	・ 排水管 (☒ 無 ☐ 有) ・ 給水管 (☒ 無 ☐ 有) ・ 給湯管 (☒ 無 ☐ 有) ☐ 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域	☐ 仕上表 ☒ 平面図 ☐ ☐	
	専 用 排 水 管	排 水 管 の 清 掃 措 置	・ 便所 [☒ 排水ますに隣接 ☐ 掃除口 ☐ 露出又は開口有] ・ その他の水まわり [☒ トラップ ☐ 掃除口 ☐ 露出又は開口有]	☐ 配置図 ☒ 平面図	
	排水管の形状 等(継手及び ヘッダーを含 む)	排 水 管 等 の 内 面 設 置 状 態	☒ 平滑である(仕様等 VP管溶着) ☐ その他 () ☒ たわみ、抜け等が生じないように設置 措置 (支持金物にて固定) ☐ その他 ()	☒ 仕上表 ☐	
	配 管 点 検 口	主 要 接 合 部 等の点検措置	・ 排水管と設備機器の接合部 [☒ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他 ()] ・ 給水管と設備機器の接合部 [☒ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他 ()] ・ 給湯管と設備機器の接合部 [☒ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他 ()] ・ 給水管とバルブ及びヘッダー [☒ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他 ()] ・ 給湯管とバルブ及びヘッダー [☒ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他 ()]	☒ 平面図 ☐	
5. 高 齢 者 等 対 策			(一戸建ての住宅のため該当なし)		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄		※	記載図書	設計内容確認欄
		項目	設計内容			
6. 省エネルギー対策 【断熱等性能等級】 地域の区分 ()	適用する基準	適用する基準	☐ 非住宅・住宅計算方法 ☐ 標準計算法 ☐ 簡易計算法 ☐ 誘導仕様基準	☐ 計算書 ☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 矩計図 ☐ 建具表 ☐		
	外皮・開口部の断熱性能等	非住宅・住宅計算方法	☐ 外皮平均熱貫流率(U_A 値)の基準に適合 ☐ 外皮平均日射熱取得率			
		外皮平均日射熱取得率	☐ 冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値)の基準に適合			
		誘導仕様基準	外皮の断熱性能等 ☐ 外皮の熱貫流率の基準に適合 ☐ 緩和措置有り(外気床(5%緩和)) ☐ 断熱材の熱抵抗の基準に適合 ☐ 緩和措置有り(外気床(5%緩和)) ☐ 構造熱橋部の基準に適合(鉄筋コンクリート造等のみ) 開口部の断熱性能等 ☐ 開口部の断熱性能等に関する基準に適合 ☐ 緩和措置有り ☐ 窓の断熱(2%緩和) ☐ 窓の日射(4%緩和)			
結露防止対策	結露の発生防止対策	☐ 防湿層の設置(繊維系断熱材等を使用する場合) ☐ 設置 () ☐ 省略 () ☐ 通気層の設置(外壁・屋根を断熱構造とする場合) ☐ 屋根 [☐ 有 () ☐ 省略 ()] ・ 防風層の設置 () ☐ 外壁 [☐ 有 () ☐ 省略 ()] ・ 防風層の設置 ()				
【一次エネルギー消費量等級】	適用する基準	適用する基準	☐ 非住宅・住宅計算方法 ☐ 誘導仕様基準	☐ 仕上表 ☐ 計算書 ☐ 面積表 ☐ 平面図 ☐ 機器表 ☐ 系統図		
	一次エネルギー消費量	非住宅・住宅計算方法	外皮性能値			・ 外皮平均熱貫流率(U_A 値) ☐ 一次エネルギー消費量計算結果による ・ 冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値) ・ 暖房期の平均日射熱取得率(η_{AH} 値)
			居室等の面積			・ 合計の床面積 ☐ 一次エネルギー消費量計算結果による ・ 主たる居室 ・ その他の居室
			一次エネルギー消費量			・ 基準一次エネルギー消費量 ☐ 一次エネルギー消費量計算結果による ・ 設計一次エネルギー消費量
		設備機器等の仕様	☐ 一次エネルギー消費量計算結果による			
		誘導仕様基準	暖房設備			・ 暖房方式 () ・ 暖房機器の仕様等 ()
	冷房設備		・ 冷房方式 () ・ 冷房機器の仕様等 ()			
	換気設備		・ 熱交換換気設備の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・ 換気機器の仕様等 ()			
	照明設備		☐ 全ての照明設備がLED又は同等以上			
	給湯設備		☐ 給湯熱源機の種別等 () ・ 所定の省エネ対策の実施 ☐ ヘッダー方式 分岐後配管径13A以下 ☐ 浴室シャワーの節湯水栓の使用 ☐ 高断熱浴槽の採用			

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

(第三面)

設計内容説明書【一戸建ての木造軸組住宅用】

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄 ※		記載図書	設計内容確認欄
		項目	設計内容		
6. 省エネルギー対策【断熱等性能等級】 地域の区分 (6)	適用する基準	適用する基準	☒ 非住宅・住宅計算方法 ☒ 標準計算法 ☐ 簡易計算法 ☐ 誘導仕様基準	☒ 計算書 ☒ 仕上表 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☒ 炬計図 ☐ 建具表 ☐	
外皮・開口部の断熱性能等	非住宅・住宅計算方法	外皮平均熱貫流率 ☒ 外皮平均熱貫流率(U_A 値)の基準に適合 外皮平均日射熱取得率 ☒ 冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値)の基準に適合			
誘導仕様基準	外皮の断熱性能等	☐ 外皮の熱貫流率の基準に適合 ☐ 緩和措置有り(外気床(5%緩和)) ☐ 断熱材の熱抵抗の基準に適合 ☐ 緩和措置有り(外気床(5%緩和)) ☐ 構造熱橋部の基準に適合(鉄筋コンクリート造等のみ)			
	開口部の断熱性能等	☐ 開口部の断熱性能等に関する基準に適合 ☐ 緩和措置有り ☐ 窓の断熱(2%緩和) ☐ 窓の日射(4%緩和)			
結露防止対策	結露の発生防止対策	☒ 防湿層の設置(繊維系断熱材等を使用する場合) ☒ 設置 (〇〇〇〇〇) ☐ 省略 () ☒ 通気層の設置(外壁・屋根を断熱構造とする場合) ☒ 屋根 [☒ 有 () ☐ 省略 ()] ・ 防風層の設置 (設置有 〇〇〇〇〇) ☒ 外壁 [☒ 有 () ☐ 省略 ()] ・ 防風層の設置 (設置有 〇〇〇〇〇)			
【一次エネルギー消費量等級】	適用する基準	適用する基準	☒ 非住宅・住宅計算方法 ☐ 誘導仕様基準	☒ 仕上表 ☒ 計算書 ☒ 面積表 ☒ 平面図 ☒ 機器表 ☒ 系統図	
一次エネルギー消費量	非住宅・住宅計算方法	外皮性能値 ・ 外皮平均熱貫流率(U_A 値) ☒ 一次エネルギー消費量計算結果による ・ 冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値) ・ 暖房期の平均日射熱取得率(η_{AH} 値)			
	居室等の面積	・ 合計の床面積 ☒ 一次エネルギー消費量計算結果による ・ 主たる居室 ・ その他の居室			
	一次エネルギー消費量	・ 基準一次エネルギー消費量 ☒ 一次エネルギー消費量計算結果による ・ 設計一次エネルギー消費量			
	設備機器等の仕様	☒ 一次エネルギー消費量計算結果による			
	誘導仕様基準	暖房設備 ・ 暖房方式 () ・ 暖房機器の仕様等 ()			
		冷房設備 ・ 冷房方式 () ・ 冷房機器の仕様等 ()			
		換気設備 ・ 熱交換換気設備の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・ 換気機器の仕様等 ()			
		照明設備 ☐ 全ての照明設備がLED又は同等以上			
		給湯設備 ☐ 給湯熱源機の種類等 () ・ 所定の省エネ対策の実施 ☐ ヘッダー方式 分岐後配管径13A以下 ☐ 浴室シャワーの節湯水栓の使用 ☐ 高断熱浴槽の採用			

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

設計内容説明書【一戸建ての木造軸組住宅用】

(第四面)

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄 ※		記載図書	設計内容 確認欄
		項目	設計内容		
7. 住宅の規模	住宅面積	住宅の面積	・ 住宅の専用面積 (m²) ・ 40m²以上ある階 (m²) - うち階段部分面積 (m²)	☐ 求積図	
8. 維持保全の方法		維持保全の期間等	・ 期間 () 年以上 ☐ その他の基準への適合	☐ 申請書 ☐ 維持保全計画書	
9. 資金計画		費用の設定	☐ 建築に要する費用の設定 ☐ 維持保全に要する費用の設定	☐ 申請書	
10. 居住環境への配慮	まちなみへの配慮	地区計画等への適合	・ 地区計画等、景観計画、建築協定、景観協定、条例、その他地方公共団体が自主的に定める要綱等がある区域 ☐ 区域外 ☐ 区域内 該当する地区計画等の名称 () ☐ 適合 ・ 住宅の建築制限がある都市計画施設等の区域として、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☐ 区域外	☐ 別添	
11. 自然災害への配慮		区域等への該当有無	・ 自然災害のリスクが特に高い区域 ☐ 区域外 ・ 自然災害のリスクに応じて、建築禁止から建築制限まで、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☐ 区域外 ・ 一定の自然災害のリスクはあるものの、建築制限はなく一律に居住を避けるべきとまではいえない区域 ☐ 区域外 ☐ 区域内 () ☐ 所管行政庁が定める必要な措置に適合	☐ 別添	

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

設計内容説明書【一戸建ての木造軸組住宅用】

(第四面)

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄 ※		記載図書	設計内容確認欄
		項目	設計内容		
7. 住宅の規模	住宅面積	住宅の面積	・ 住宅の専用面積 (122.23 m ²) ・ 40m ² 以上ある階 (1 階) (69.23 m ²) ・ うち階段部分面積 (3.31 m ²)	☒ 求積図	
8. 維持保全の方法		維持保全の期間等	・ 期間 (30) 年以上 ☒ その他の基準への適合	☐ 申請書 ☒ 維持保全計画書	
9. 資金計画		費用の設定	☒ 建築に要する費用の設定 ☒ 維持保全に要する費用の設定	☒ 申請書	
10. 居住環境への配慮	まちなみへの配慮	地区計画等の適合	・ 地区計画等、景観計画、建築協定、景観協定、条例、その他地方公共団体が自主的に定める要綱等がある区域 ☒ 区域外 ☐ 区域内 該当する地区計画等の名称 () ☐ 適合 ・ 住宅の建築制限がある都市計画施設等の区域として、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☒ 区域外	☒ 別添	
11. 自然災害への配慮		区域等への該当有無	・ 自然災害のリスクが特に高い区域 ☒ 区域外 ・ 自然災害のリスクに応じて、建築禁止から建築制限まで、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☒ 区域外 ・ 一定の自然災害のリスクはあるものの、建築制限はなく一律に居住を避けるべきとまではいえない区域 ☒ 区域外 ☐ 区域内 () ☐ 所管行政庁が定める必要な措置に適合	☒ 別添	

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

3. 変更認定申請書（規則第三号様式）

第三号様式（第八条関係）（日本産業規格A列4番）

変 更 認 定 申 請 書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画等の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
5. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、当初認定時の工事種別
6. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、新築又は当初認定を受ける前にした増築・改築の時期
7. 変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。
2. 法第5条第2項の規定に基づく申請により認定を受けた場合は、一戸建て住宅等分譲事業者及び譲受人の両者の氏名又は名称を記載してください。
3. 申請者（法第5条第2項の規定に基づく申請により認定を受けた場合は一戸建て住宅等分譲事業者又は譲受人）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
4. 5欄は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合も記載してください。

第三号様式（第八条関係）（日本産業規格A列4番）

変 更 認 定 申 請 書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

申請者の氏名又は名称 住宅太郎

代 表 者 の 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画等の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 〇〇〇〇 号

2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

3. 認定に係る住宅の位置
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

4. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無

5. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、
当初認定時の工事種別
新築

6. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、
当初認定を受ける前にした増築・改築の時期

7. 変更の概要
〇〇〇の変更

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

<略>

4. 承認申請書（規則第七号様式）

第七号様式（第十四条関係）（日本産業規格A列4番）

承 認 申 請 書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づき、認定計画実施者の地位の承継について承認を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 当初認定時の工事種別
5. 申請時における認定計画実施者の氏名
6. 地位の承継が生じた原因

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。
2. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 4欄は、法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合に記載してください。また、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）による改正前の法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合も記載してください。

5. その他の書類

①計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（参考様式2）

（建築士による書類を添付する場合）

（日本産業規格A列4番）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

4. 認定計画実施者の氏名又は名称

5. 計画に従って住宅の建築工事が行われたことを確認した建築士

（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(日本産業規格A列4番)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

申請者の氏名又は名称

住宅太郎

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 〇〇〇〇 号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

令和〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

3. 認定に係る住宅の位置

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

4. 認定計画実施者の氏名

住宅太郎

5. 計画に従って住宅の建築工事が行われたこと確認した建築士

(〇級) 建築士 (〇〇) 登録第 〇〇〇〇〇号
 住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
 氏名 〇〇 〇〇

(〇級) 建築士事務所 (〇〇) 知事登録第 〇〇〇〇号
 名称 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
 所在地 〇〇〇〇〇〇建築設計事務所

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(建設工事の受注者による書類を添付する場合)

(日本産業規格 A 列 4 番)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 認定計画実施者の氏名
5. 当該住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(建設工事の受注者による書類)

(日本産業規格 A 列 4 番)

住宅の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 殿

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

下記の住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を完了したので報告します。

1. 住宅の所在地
2. 発注者の氏名
3. 建築工事の完了の日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

②計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（参考様式３）

（日本産業規格 A 列 4 番）

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

所管行政庁 殿

認定計画実施者の住所又は

主たる事務所の所在地

認定計画実施者の氏名又は名称

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出します。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 号

2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

4. 認定計画実施者の氏名

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 認定計画実施者の氏名の欄には、建築又は維持保全を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

(日本産業規格 A 列 4 番)

認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

〇〇県〇〇市長 殿

認定計画実施者の住所又は

主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

認定計画実施者の氏名又は名称 住宅太郎

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 14 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出します。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 〇〇〇〇 号

2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

令和〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

3. 認定に係る住宅の位置

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

4. 認定計画実施者の氏名

住宅太郎

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 認定計画実施者の氏名の欄には、建築又は維持保全を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

3 章. 記入例 2（R C造共同住宅等用）

2. 認定申請書（規則第一号の二様式）

第一号の二様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

認 定 申 請 書
（新 築 ／ 増 築・改 築）

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条（第4項
第5項）の規定に基づき、長期優良住宅建築等
計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

1. この様式において、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 申請者（法第5条第4項に基づく申請にあつては、区分所有住宅分譲事業者、同条第5項に基づく申請にあつては区分所有住宅の管理者等）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
3. 第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。

第一号の二様式（第二条関係）（日本産業規格A列4番）

(第一面)

認定申請書
(新築 / 増築・改築)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

〇〇県〇〇市〇〇9-8-7
共同住宅株式会社
代表取締役 共同太郎

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条 第4項
第5項の規定に基づき、長期優良住宅建築等
計画について認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄
年 月 日	年 月
第 号	第
係員氏名	係員氏名

(注意)

- この様式において、「共同住宅等」とはをいいます。
- 申請者（法第5条第4項に基づく申請にあつては区分所有住宅の管理者等）が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- 第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸に限る）ごとに作成してください。

第4項の申請は区分所有住宅分譲事業者、第5項の申請は管理者等が行い、認定通知書を取得する。
また、第4項の申請により認定を受けた場合、区分所有住宅の管理者等が選任された後、譲受人決定にともなう変更認定申請が必要である。
第1項から第3項までの申請と異なり、第4項又は第5項の申請による場合は、
管理者等を宛先とする認定通知書※を用いて税優遇の手続きを行うことができる。
※管理者等の選任までに税優遇の手続きを行う場合は、区分所有住宅分譲事業者を宛先とする認定通知書で行う。

(第二面)

長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【 1. 地名地番】		
【 2. 敷地面積】	㎡	
【 3. 工事種別】	☐ 新築 ☐ 増築・改築	
【 4. 建築面積】	㎡	
【 5. 床面積の合計】	㎡	
【 6. 建て方】		
【住戸の数】	建築物全体	戸
	認定申請対象住戸	戸
【 7. 建築物の高さ等】		
【最高の高さ】		
【最高の軒の高さ】		
【階数】	(地上)	階 (地下) 階
【 8. 構造】	造	一部 造
【 9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】		
【 1 0. 確認の特例】		
法第 6 条第 2 項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有		
【 1 1. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 5 項の適用の有無】		
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）第 7 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する別記第 11 号の 4 様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 ☐ 無 ☐ 有		
【 1 2. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 8 に規定する認定管理計画の有無】		
☐ 無 ☐ 有		

(第二面)

長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【 1. 地名地番】		
【 2. 敷地面積】	㎡	
【 3. 工事種別】	☐ 新築 ☐ 増築・改築	
【 4. 建築面積】	㎡	
【 5. 床面積の合計】	㎡	
【 6. 建て方】		
【住戸の数】	建築物全体	戸
	認定申請対象住戸	戸
【 7. 建築物の高さ等】		
【最高の高さ】		
【最高の軒の高さ】		
【階数】	(地上)	階 (地下) 階
【 8. 構造】	造	一部 造
【 9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】		
【 1 0. 確認の特例】		
法第 6 条第 2 項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有		
【 1 1. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 5 項の適用の有無】		
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）第 7 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する別記第 11 号の 4 様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 ☐ 無 ☐ 有		
【 1 2. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 8 に規定する認定管理計画の有無】		
☐ 無 ☐ 有		

(第二面)

長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【 1. 地名地番】		
【 2. 敷地面積】	㎡	
【 3. 工事種別】	☐ 新築 ☐ 増築・改築	
【 4. 建築面積】	㎡	
【 5. 床面積の合計】	㎡	
【 6. 建て方】		
【住戸の数】	建築物全体	戸
	認定申請対象住戸	戸
【 7. 建築物の高さ等】		
【最高の高さ】		
【最高の軒の高さ】		
【階数】	(地上)	階 (地下) 階
【 8. 構造】	造	一部 造
【 9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】		
【 1 0. 確認の特例】		
法第 6 条第 2 項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有		
【 1 1. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 5 項の適用の有無】		
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）第 7 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する別記第 11 号の 4 様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 ☐ 無 ☐ 有		
【 1 2. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 8 に規定する認定管理計画の有無】		
☐ 無 ☐ 有		

(第二面)

長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【 1. 地名地番】		
【 2. 敷地面積】	㎡	
【 3. 工事種別】	☐ 新築 ☐ 増築・改築	
【 4. 建築面積】	㎡	
【 5. 床面積の合計】	㎡	
【 6. 建て方】		
【住戸の数】	建築物全体	戸
	認定申請対象住戸	戸
【 7. 建築物の高さ等】		
【最高の高さ】		
【最高の軒の高さ】		
【階数】	(地上)	階 (地下) 階
【 8. 構造】	造	一部 造
【 9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】		
【 1 0. 確認の特例】		
法第 6 条第 2 項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有		
【 1 1. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 5 項の適用の有無】		
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）第 7 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する別記第 11 号の 4 様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 ☐ 無 ☐ 有		
【 1 2. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 8 に規定する認定管理計画の有無】		
☐ 無 ☐ 有		

(第二面)

長 期 優 良 住 宅 建 築 等 計 画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項
〔建築物に関する事項〕

【 1. 地名地番】		
【 2. 敷地面積】	㎡	
【 3. 工事種別】	☐ 新築 ☐ 増築・改築	
【 4. 建築面積】	㎡	
【 5. 床面積の合計】	㎡	
【 6. 建て方】		
【住戸の数】	建築物全体	戸
	認定申請対象住戸	戸
【 7. 建築物の高さ等】		
【最高の高さ】		
【最高の軒の高さ】		
【階数】	(地上)	階 (地下) 階
【 8. 構造】	造	一部 造
【 9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】		
【 1 0. 確認の特例】		
法第 6 条第 2 項の規定による申出の有無 ☐ 無 ☐ 有		
【 1 1. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 5 項の適用の有無】		
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 3 項又は第 4 項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）第 7 条の 4 第 1 項第 1 号に規定する別記第 11 号の 4 様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 ☐ 無 ☐ 有		
【 1 2. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第 5 条の 8 に規定する認定管理計画の有無】		
☐ 無 ☐ 有		

(注意)

1. 【6. 建て方】の欄は、該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
2. 【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】の欄について、【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄で「無」に「✓」マークを入れた場合においては、設計内容説明書を提出してください。
3. 【10. 確認の特例】の欄は、認定の申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認申請書を提出して適合審査を受けるよう申し出る場合においては「有」に、申し出ない場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
4. 【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】の欄は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
5. 【12. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】の欄は、マンション管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の6に規定する通知書及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の8に規定する認定管理計画又はこれらの写しを添付して申請する場合においては「有」に、添付しないで申請する場合においては「無」に「✓」マークを入れてください。
6. この面は、建築確認等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第二面)

長期優良住宅建築等計画

1. 建築をしようとする住宅の位置、構造及び設備並びに規模に関する事項

〔建築物に関する事項〕

【1. 地名地番】	〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 (仮称) ●●マンション		
【2. 敷地面積】	1092.42	m ²	
【3. 工事種別】	☒ 新築 ☐ 増築・改築		
【4. 建築面積】	406.60	m ²	
【5. 床面積の合計】	2695.53	m ²	
【6. 建て方】			
【住戸の数】	建築物全体	35戸	
	認定申請対象住戸	35戸	
【7. 建築物の高さ等】			
【最高の高さ】	24.05m		
【最高の軒の高さ】	23.45m		
【階数】	(地上)	8階	(地下) 階
【8. 構造】	鉄筋コンクリート造 一部 造		
【9. 長期使用構造等に係る構造及び設備の概要】	別紙による		
【10. 確認の特例】			
	法第6条第2項の規定による申出の有無 ☒ 無 ☐ 有		
【11. 住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項の適用の有無】			
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第3項又は第4項の規定により、その住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）第7条の4第1項第1号に規定する別記第11号の4様式）若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しの添付の有無 ☒ 無 ☐ 有			
【12. マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の8に規定する認定管理計画の有無】	☒ 無 ☐ 有		

(注意)

<略>

(第三面)

[申請に係る建築物の住戸に関する事項]

【１．住戸の番号】		
【２．住戸の存する階】	階	
【３．専用部分の床面積】	㎡	
【４．当該住戸への経路】		
【共用階段】	☐ 無	☐ 有
【共用廊下】	☐ 無	☐ 有
【エレベーター】	☐ 無	☐ 有

(注意)

1. 住戸の階数が二以上である場合には、【３．専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
2. 【４．当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第三面)

〔申請に係る建築物の住戸に関する事項〕

【 1. 住戸の番号】	201,202,203,204,205,301,302,303,304,305,401,402,403,404,405, 501,502,503,504,505,601,602,603,604,605,701,702,703,704,705,801,802,803,804,805	
【 2. 住戸の存する階】	2～8	階
【 3. 専用部分の床面積】	73.16	m ²
【 4. 当該住戸への経路】		
【共用階段】	☐ 無	☒ 有
【共用廊下】	☐ 無	☒ 有
【エレベーター】	☐ 無	☒ 有

(注意)

1. 住戸の階数が二以上である場合には、【 3. 専用部分の床面積】に各階ごとの床面積を併せて記載してください。
2. 【 4. 当該住戸への経路】の欄は該当するチェックボックスに「✓」マークを入れてください。
3. この面は、住宅性能表示等他の制度の申請書の写しに必要事項を補うこと、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項のすべてが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第4項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

--

3. 住宅の建築に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	年	月	日

5. 区分所有住宅の管理者等の決定の予定時期

年 月

(注意)

1. 3欄には、一棟の建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第4項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

販売後のマンション管理は、〇〇管理会社が管理組合から管理業務を受託する予定
●計画の期間 60年間、各部位毎の概ねの点検・修繕周期は以下の通り
・基礎、柱、梁、壁等 8年ごとに点検 ・屋根、開口部 8年ごとに点検
・給水及び排水 5年ごとに点検 を予定

3. 住宅の建築に係る資金計画

販売予定価格の合算 (35戸分) 17億5千万円 (戸当たり平均5000万円)

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	令和〇〇年	〇〇月	〇〇日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	令和〇〇年	〇〇月	〇〇日

5. 区分所有住宅の管理者等の決定の予定時期 令和〇〇年 〇〇月

(注意)

1. 3欄には、一棟の建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第5項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

--

(注意)

本欄には、区分所有住宅の管理者等が建築後の住宅の維持保全を管理会社と共同して行う場合には、当該管理会社の名称についても記載してください。

3. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

--

② 維持保全に係る資金計画

--

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	年	月	日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	年	月	日

(注意)

1. 3①欄には、一棟の建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. 3②欄には、一棟の住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。
3. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

(第四面：法第5条第5項の規定に基づく申請の場合)

2. 建築後の住宅の維持保全の方法の概要

〇〇管理会社が、管理組合から管理業務を受託している

●計画の期間 60年間、各部位毎の概ねの点検・修繕周期は以下の通り

- ・基礎、柱、梁、壁等 8年ごとに点検
- ・屋根、開口部 8年ごとに点検
- ・給水及び排水 5年ごとに点検 を予定

(注意)

本欄には、区分所有住宅の管理者等が建築後の住宅の維持保全を管理会社と共同して行う場合には、当該管理会社の名称についても記載してください。

3. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

増改築予定額 (35戸分) 3億5千万円 (戸当たり平均1000万円)

② 維持保全に係る資金計画

修繕資金として年間約550万円 (35戸分) の積み立てを行う。

4. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕 令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

(注意)

1. 3①欄には、一棟の建築に要する費用の概算額を記載してください。
2. 3②欄には、一棟の住宅の修繕に要する費用の年間積立予定額を記載してください。
3. この面は、複数の住戸に関する情報を集約して記載すること等により記載すべき事項の全てが明示された別の書面をもって代えることができます。

2. 設計内容説明書（参考様式1）

（第一面）

設計内容説明書【RC共同住宅等（住棟用）】

建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容確認欄
		項目	設計内容		
1. 劣化対策等級 (構造躯体等)	セメント	セメントの種類	☐ ポルトランドセメント (JIS R 5210) (☐ 中熱 ☐ 低熱 ☐ その他) ☐ フライアッシュセメント (JIS R 5213) ☐ 高炉セメント (JIS R 5211)	☐ 仕様書 ☐	
	コンクリートの水セメント比	最小かぶり厚さ	・ 土に接しない部分 耐力壁以外の壁 床屋内(mm) 屋外(mm) 耐力壁、柱、はり 床屋内(mm) 屋外(mm) ・ 土に接する部分 壁、柱、はり、床、基礎の立ち上がり部分 (mm) ・ 基礎(立ち上がり部分を除く) (mm) ・ 外壁仕上げ [☐ タイル貼 ☐ モルタル塗 ☐ 外断熱工法 ☐ その他 ()]	☐ 仕様書 ☐	
		水セメント比	コンクリートの種類 (☐ 普通コンクリート ☐ 軽量コンクリート) ・ 水セメント比 (%)		
	部材の設計・配筋	設計かぶり厚さ	・ 施工誤差 (mm)	☐ 仕様書 ☐	
	コンクリートの品質等	スランブ	(cm)	☐ 仕様書	
		単位水量	(kg/m ³)	☐	
		空気量	(%)		
2. 耐震性 (倒壊等防止)	施工計画	コンクリートの充填方法等	・ 打込・締め固め方法 () ・ 打継ぎ部の処理方法 () ・ 養生方法 ()	☐ 仕様書 ☐	
	構造躯体及び基礎等	構造躯体	・ 構造計算方法 ☐ 限界耐力計算 ☐ 保有水平耐力計算(ルート3) ☐ 許容応力度等計算(ルート2) ☐ 許容応力度計算(ルート1) ☐ その他 ☐ 大臣認定書(基準法)の活用	☐ 構造計算書 ☐ 仕様書 ☐ 構造図 ☐ 矩計図 ☐	
		限界耐力計算	☐ 各階の安全限界変形の基準に適合		
		保有水平耐力計算 (RC造またはSRC造に限る)	☐ 等級1の基準に適合 ☐ 各階のDSの数値がRC造では0.3、SRC造では0.25であり、かつ極めて稀に発生する地震力による応答変位の当該階高さに対する割合が1/75以下 ☐ 各階のDSの数値がRC造では0.55、SRC造では0.5である		
	免震	免震建築物	☐ 免震建築物 ☐ 平成12年建設省告示2009号第1第3号による規程 ・ 同告示第2の該当する号 ☐ 一号(建築基準法20条第1項第四号に掲げる建築物) ☐ 二号(建築基準法20条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物) ☐ 三号(時刻歴応答解析を行い大臣認定を取得) ・ 免震層、免震材料の維持に関する計画 ☐ 免震材料等の維持管理に関する計画 ☐ 敷地の管理に関する計画		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

設計内容説明書【RC共同住宅等(住棟用)】

(第一面)

建築物の名称	共同ハイツ
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
設計者氏名	表示 一郎
審査員氏名	

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容確認欄
		項目	設計内容		
1. 劣化対策等級 (構造躯体等)	セメント	セメントの種類	☒ ポルトランドセメント (JIS R 5210) (☐ 中熱 ☐ 低熱 ☒ その他) ☐ フライアッシュセメント (JIS R 5213) ☐ 高炉セメント (JIS R 5211)	☒ 仕様書 ☐	
	コンクリートの水セメント比	最小かぶり厚さ	・ 土に接しない部分 耐力壁以外の壁 床屋内(20 mm) 屋外(20 mm) 耐力壁、柱、はり 床屋内(30 mm) 屋外(30 mm) ・ 土に接する部分 壁、柱、はり、床、基礎の立ち上がり部分 (40 mm) ・ 基礎(立ち上がり部分を除く) (60 mm) ・ 外壁仕上げ [☒ タイル貼 ☐ モルタル塗 ☐ 外断熱工法 ☐ その他 ()]	☒ 仕様書 ☐	
		水セメント比	コンクリートの種類 (☒ 普通コンクリート ☐ 軽量コンクリート) ・ 水セメント比 (45 %)		
	部材の設計配筋	設計かぶり厚さ	・ 施工誤差 (基礎部分30mm、その他10mm) mm)	☒ 仕様書 ☐	
	コンクリートの品質等	スラング	(18) cm)	☒ 仕様書 ☐	
		単位水量	(185) kg/m ³)		
	施工計画	空気量	(5) %)		
		コンクリートの充填方法等	・ 打込・締め固め方法 (棒型振動機を使用し、密実に充填) ・ 打継ぎ部の処理方法 (①打継ぎ面を鉄筋と垂直にする ②打継ぎ部の処理が円滑に行える形状とする) ・ 養生方法 (養生方法・期間、温度を指定→詳細は仕様書)	☒ 仕様書 ☐	
2. 耐震性 (倒壊等防止)	構造躯体及び基礎等	構造躯体	・ 構造計算方法 ☐ 限界耐力計算 ☒ 保有水平耐力計算(ルート3) ☐ 許容応力度等計算(ルート2) ☐ 許容応力度計算(ルート1) ☐ その他 ☐ 大臣認定書(基準法)の活用	☒ 構造計算書 ☐ 仕様書 ☒ 構造図 ☒ 矩計図 ☐	
		限界耐力計算	☐ 各階の安全限界変形の基準に適合		
		保有水平耐力計算 (RC造またはSRC造に限る)	☐ 等級1の基準に適合 ☐ 各階のDSの数値がRC造では0.3、SRC造では0.25であり、かつ極めて稀に発生する地震力による応答変位の当該階高さに対する割合が1/75以下 ☐ 各階のDSの数値がRC造では0.55、SRC造では0.5である		
	免震	免震建築物	☐ 免震建築物 ☐ 平成12年建設省告示2009号第1第3号による規程 ・ 同告示第2の該当する号 ☐ 一号(建築基準法20条第1項第四号に掲げる建築物) ☐ 二号(建築基準法20条第1項第二号又は第三号に掲げる建築物) ☐ 三号(時刻歴応答解析を行い大臣認定を取得) ・ 免震層、免震材料の維持に関する計画 ☐ 免震材料等の維持管理に関する計画 ☐ 敷地の管理に関する計画		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容 確認欄
		項目	設計内容		
4. 維持管理 更新の容易性 (共用配管) (ガス管を除く)	共用配管	コンクリート 内埋込み 配管	・ 排水管 (☒ 無 ☐ 有) ・ 給水管 (☒ 無 ☐ 有) ・ 給湯管 (☒ 無 ☐ 有)	☒ 仕様書 ☐ 配置図 ☒ 平面図 ☒ 矩形図 ☒ 設備図 ☐ 構造図 ☐	
	①維持管理等級(共用排水管)	地中埋設管 上のコンクリート打設	・ 排水管 (☒ 無 ☐ 有) ・ 給水管 (☒ 無 ☐ 有) ・ 給湯管 (☒ 無 ☐ 有) ☐ 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域		
	(等級3とする 場合の例)	共用排水菅	排水菅の 清掃措置 掃除口の 点検措置 ・ 共用立管 管の種類 掃除口の位置 点検措置 (ルート1～3) (1F、5F、最上階) (☒ 露出 ☐ 開口) (その他) (1F、5F、最上階) (☐ 露出 ☒ 開口) () () (☐ 露出 ☐ 開口) ・ 横主管 管の種類 掃除口の位置、間隔 点検措置 (ルート1～3) (15m以内毎に設置) (☒ 露出 ☐ 開口) (その他) (15m以内毎に設置) (☒ 露出 ☐ 開口) () () (☐ 露出 ☐ 開口)		
	排水菅の性状等(継手及びヘッダーを含む)	排水菅等の内面 設置状態	☒ 平滑である(仕様等) ☐ その他 ☒ たわみ等が生じないように設置 措置 (支持金物にて固定) ☐ その他		
	配管点検口	主要接合部等の点検措置	☒ 給水管、排水管及び給湯管の主要接合部等の点検措置等の確保		
	横主管の設置位置	設置位置 到達経路	☒ 給水管、排水管及び給湯管の横主管が共用部分に設けられている ☒ 人通孔その他人が到達できる経路が設けられている ☐ 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている※ (※:区分所有住宅以外の住宅に限る)		
	配管補修の措置	設置位置	☒ 専用部分に立ち入らないで補修できる位置に露出又は補修可能な開口を持つPSに設置 ☒ 構造躯体及び仕上材に影響を及ぼすことなく補修できる ☐ 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている		
4. 維持管理 更新の容易性 (共用配管) (ガス管を除く)	共用排水菅	コンクリート 内埋込み配管	☒ 共用排水管のコンクリート内への埋め込み無し (モルタル、コンクリートブロックを含む)	☒ 仕様書 ☐ 配置図 ☒ 平面図 ☐ 矩形図 ☒ 設備図 ☐ 構造図 ☐	
	②更新対策(共用排水菅)	埋設管上の コンクリート打設	☒ 共用排水菅上のコンクリート打設無し		
	(等級3とする 場合の例)	横主管の 設置位置等	☒ 排水横主管が共用部に設けられている ☒ 人通孔その他人が到達できる経路が設けられている(仕上材等の軽微な除去により到達可能なものを含む) ☐ 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている※ (※:区分所有住宅以外の住宅に限る)		
		排水菅の 設置位置	☒ 専用部分に立ち入らないで更新できる位置に露出又は更新が行える開口を持つPSに設置(仕上材等の軽微な除去により更新可能なものを含む) ☐ ただし書き規定を適用(維持管理の円滑な実施のために必要な措置)		
		切断工事等 軽減措置	☒ 共用排水管の切断工事を軽減する措置、かつ、コンクリート貫通部のはつり工事を軽減する措置 ☐ 専用排水管の接続替えを容易に行うための措置 ☐ 共用排水管の撤去、接続替え、その他更新のための作業空間の確保		
		増設更新 対応措置	☒ 共用排水管の近傍に新たな共用排水管を設置できる空間、スリーブ等の設置 ☐ 専用排水管の接続替えを容易に行うための措置 ☐ 共用排水管の撤去、接続替え、その他更新のための作業空間の確保		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容 確認欄		
		項目	設計内容				
5. 高齢者等 対策 (共用部分)	共用廊下	共用廊下の幅員	有効幅員 (mm)	☐ 仕様書 ☐ 平面図 ☐ 矩形図 ☐			
		外部開放廊下の転落防止用手すり	・ 転落防止措置の床からの高さ (mm) ☐ 手すり壁 ☐ さく ☐ 金網				
		共用階段	勾配等			・ けあげ (mm) ・ 踏面 (mm) ・ 勾配 (/)	☐ 平面図 ☐ 階段詳細図
		蹴込み	・ 蹴込み寸法 (mm) ・ 蹴込み板 (☐ 無 ☐ 有)				
		形式等	・ 階段の形式 (☐ 踊り場付き折れ階段 ☐ 直階段 ☐ その他) ・ 最上段の通路等への食い込み (☐ 無 ☐ 有) ・ 最下段の通路等への突出 (☐ 無 ☐ 有)				
		滑り防止	・ 滑り止め (☐ 無 ☐ 有、踏面と同一面)				
		段鼻	・ 段鼻の出 (☐ 無 ☐ 有)				
		転落防止用手すり(外部開放階段)	・ 転落防止措置の床からの高さ (mm) ☐ 手すり壁 ☐ さく ☐ 金網				
		共用階段の幅員	・ 有効幅員 (mm)				
		手すり	☐ 有 ☐ 無				
	エレベーター	エレベーターの利用	・ 住戸の位置 (☐ 建物出入口に存する階 ☐ 左記以外) ・ エレベーター設置 (☐ 無 ☐ 有)	☐ 仕様書 ☐ 平面図 ☐			
		エレベーターの仕様	・ 出入口の有効幅員 (mm)				
		エレベーターホールの広さ	・ エレベーターホールの寸法 (mm × mm)				
	6. 省エネルギー対策	【一次エネルギー消費量等級】	評価方法	☐ 住棟評価(詳細は第三面にて記載) ☐ 単位住戸評価			

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容確認欄	
		項目	設計内容			
5. 高齢者等 対策 (共用部分)	共用廊下	共用廊下の幅員	有効幅員 (1230 mm)	☐ 仕様書 ☒ 平面図 ☒ 矩形図 ☐		
		外部開放廊下の転落防止用手すり	・ 転落防止措置の床からの高さ (1200 mm) ☐ 手すり壁 ☒ さく ☐ 金網			
		共用階段	勾配等 ・ けあげ (187.5 mm) ・ 踏面 (250 mm) ・ 勾配 (/) 蹴込み ・ 蹴込み寸法 (0 mm) ・ 蹴込み板 (☐ 無 ☒ 有) 形式等 ・ 階段の形式 (☐ 踊り場付き折れ階段 ☒ 直階段 ☐ その他) ・ 最上段の通路等への食い込み (☒ 無 ☐ 有) ・ 最下段の通路等への突出 (☒ 無 ☐ 有) 滑り防止 ・ 滑り止め (☐ 無 ☒ 有、踏面と同一面) 段鼻 ・ 段鼻の出 (☒ 無 ☐ 有) 転落防止用手すり(外部開放階段) ・ 転落防止措置の床からの高さ (1200 mm) ☐ 手すり壁 ☒ さく ☐ 金網 共用階段の幅員 ・ 有効幅員 (1200 mm) 手すり ☒ 有 ☐ 無			☒ 平面図 ☒ 階段詳細図
	エレベーター	エレベーターの利用 ・ 住戸の位置 (☐ 建物出入口に存する階 ☒ 左記以外) ・ エレベーター設置 (☐ 無 ☒ 有) エレベーターの仕様 ・ 出入口の有効幅員 (800 mm) エレベーターホールの広さ ・ エレベーターホールの寸法 (1500 mm × 1700 mm)	☒ 仕様書 ☒ 平面図 ☐			
	エレベーター	・ 出入口の有効幅員 (800 mm)				
	エレベーター	・ エレベーターホールの寸法 (1500 mm × 1700 mm)				
	6. 省エネルギー対策	【一次エネルギー消費量等級】	評価方法	☐ 住棟評価(詳細は第三面にて記載) ☒ 単位住戸評価		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

設計内容説明書【RC共同住宅等(住戸用)】

住戸番号	
建築物の名称	
建築物の所在地	
設計者氏名	
審査員氏名	

認定事項等	確 認 項 目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容 確認欄
		項 目	設 計 内 容		
3. 可 変 性			・ 躯体天井高さ () mm以上 ☐ 可変性の確保に有効な高さを含める(区分所有住宅以外の住宅に限る)	☐ 矩形図 ☐ ☐	
4. 維 持 管 理 更新の容易性 (専用配管) (ガス管を除く)	専 用 配 管	コンクリート 内 埋 込 配 管	☐ 給水管、排水管及び給湯管のコンクリート内への埋め込み無し(コンクリートブロックを含む)	☐ 仕上表 ☐ 配置図 ☐ 平面図 ☐ 基礎伏図 ☐ 構造図 ☐ 設備図 ☐ ☐	
		他 住 戸 内 の 専 用 部 内 の 設 置	☐ 給水管、排水管及び給湯管の他住戸専用部内への設置無し ☐ 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている※ (※:区分所有住宅以外の住宅に限る)		
	地 中 埋 設 管	地 中 埋 設 管 上 の コ ン ク リ ー ト 打 設 ☐ 排水管 (☐ 無 ☐ 有) ☐ 給水管 (☐ 無 ☐ 有) ☐ 給湯管 (☐ 無 ☐ 有) ☐ 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域			
	専 用 排 水 管	排 水 管 の 清 掃 措 置 ・ 便所 [☐ 共用堅管に隣接 ☐ 掃除口 ☐ (露出又は開口有)] ・ その他の水まわり [☐ トラップ ☐ 掃除口 ☐ (露出又は開口有)]			
	排水管の形状 等(継手及び ヘッダーを含 む)	排 水 管 等 の 内 面	☐ 平滑である(仕様等) ☐ その他 ()		
		設 置 状 態	☐ たわみ等が生じないように設置 措置 () ☐ その他 ()		
配 管 点 検 口	主 要 接 合 部 等 の 点 検 措 置	・ 排水管と設備機器の接合部 [(☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他 ()] ・ 給水管と設備機器の接合部 [(☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他 ()] ・ 給湯管と設備機器の接合部 [(☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他 ()] ・ 給水管とバルブ及びヘッダー [(☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他 ()] ・ 給湯管とバルブ及びヘッダー [(☐ 露出 ☐ 開口有 ☐ その他 ()]			

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

(第二面)

設計内容説明書【RC共同住宅等(住戸用)】

住戸番号	205, 305, 405, 505, 605, 705, 805, 905, 1005
建築物の名称	共同ハイツ
建築物の所在地	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
設計者氏名	表示 一郎
審査員氏名	

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容確認欄
		項目	設計内容		
3. 可 変 性			・ 躯体天井高さ (2650 mm以上) ☐ 可変性の確保に有効な高さを含める(区分所有住宅以外の住宅に限る)	☒ 矩形図 ☐ ☐	
4. 維持管理 更新の容易性 (専用配管) (ガス管を除く)	専用配管	コンクリート 内埋込み 配管	☒ 給水管、排水管及び給湯管のコンクリート内への埋め込み無し(コンクリートブロックを含む) ☒ 給水管、排水管及び給湯管の他住戸専用部内への設置無し ☐ 維持管理に円滑な実施のために必要な措置が講じられている※ (※:区分所有住宅以外の住宅に限る)	☒ 仕上表 ☒ 配置図 ☒ 平面図 ☐ 基礎伏図 ☐ 構造図 ☐ 設備図	
	地中埋設管	地中埋設管 上のコンクリート打設	☒ 排水管 (☒ 無 ☐ 有) ☒ 給水管 (☒ 無 ☐ 有) ☒ 給湯管 (☒ 無 ☐ 有) ☐ 条例等の規定により凍結防止のための配管埋設が定められている地域	☐ ☐ ☐	
	専用排水管	排水管の 清掃措置	・ 便所 [☒ 共用縦管に隣接 ☐ 掃除口 ☐ (露出又は開口有)] ・ その他の水まわり [☒ トラップ ☐ 掃除口 ☐ (露出又は開口有)]		
	排水管の形状等(継手及びヘッダーを含む)	排水管等の 内面 設置状態	☒ 平滑である(仕様等) ☐ その他 () ☒ たわみ等が生じないように設置措置 () ☐ その他 ()		
	配管点検口	主要接合部 等の点検措置	・ 排水管と設備機器の接合部 [(☐ 露出 ☒ 開口有 ☐ その他 ())] ・ 給水管と設備機器の接合部 [(☐ 露出 ☒ 開口有 ☐ その他 ())] ・ 給湯管と設備機器の接合部 [(☐ 露出 ☒ 開口有 ☐ その他 ())] ・ 給水管とバルブ及びヘッダー [(☐ 露出 ☒ 開口有 ☐ その他 ())] ・ 給湯管とバルブ及びヘッダー [(☐ 露出 ☒ 開口有 ☐ その他 ())]		

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容 確認欄		
		項	目 設計内容				
6. 省エネルギー対策 【断熱等性能等級】 地域の区分 ()	適用する基準	適用する基準		☐ 計算書 ☐ 仕上表 ☐ 平面図 ☐ 立面図 ☐ 矩計図 ☐ 建具表 ☐			
		非住宅・住宅計算方法	☐ 非住宅・住宅計算方法 ☐ 誘導仕様基準				
			☐ 外皮平均熱貫流率(U_A 値)の基準に適合 ☐ 冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値)の基準に適合				
			☐ 外皮の断熱性能等 ☐ 開口部の断熱性能等				
【一次エネルギー消費量等級】	適用する基準	適用する基準		☐ 仕上表 ☐ 計算書 ☐ 面積表 ☐ 平面図 ☐ 機器表 ☐ 系統図			
		非住宅・住宅計算方法	☐ 非住宅・住宅計算方法 住棟評価の場合は以下のいずれかを選択 ☐ 住棟評価(単位住戸の合計) ☐ 住棟評価(単位住戸の合計+共用部) ☐ 誘導仕様基準				
			☐ 外皮平均熱貫流率(U_A 値) ☐ 一次エネルギー消費量計算 ☐ 冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値) 結果による ☐ 暖房期の平均日射熱取得率(η_{AH} 値)				
			☐ 居室等の面積 ・ 合計の床面積 ☐ 一次エネルギー消費量計算 ・ 主たる居室 結果による ・ その他の居室				
	誘導仕様基準	一次エネルギー消費量		☐ 一次エネルギー消費量計算 ☐ 結果による			
		設備機器等の仕様					
		暖房設備					
		冷房設備					
	給湯設備	換気設備		☐ 全ての照明設備がLED又は同等以上			
		照明設備					
		給湯設備					
		給湯設備					

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

(第三面)

設計内容説明書【RC共同住宅等(住戸用)】

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容 確認欄
		項	目		
6. 省エネルギー対策 【断熱等性能等級】 地域の区分 ()	適用する基準	適用する基準	☒ 非住宅・住宅計算方法 ☐ 誘導仕様基準	☒ 計算書 ☒ 仕上表 ☒ 平面図 ☒ 立面図 ☒ 矩計図 ☐ 建具表 ☐	
外皮・開口部の断熱性能等	非住宅・住宅計算方法	外皮平均熱貫流率	☒ 外皮平均熱貫流率(U_A 値)の基準に適合 ☒ 冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値)の基準に適合		
		外皮平均日射熱取得率	☒ 外皮の断熱性能等 ☐ 外皮の熱貫流率の基準に適合 ☐ 断熱材の熱抵抗の基準に適合 ☐ 構造熱橋部の基準に適合(鉄筋コンクリート造等のみ)	☐ 緩和措置有り(外気床(5%緩和)) ☐ 緩和措置有り(外気床(5%緩和))	
		開口部の断熱性能等	☐ 開口部の断熱性能等に関する基準に適合 ☐ 緩和措置有り ☐ 窓の断熱(2%緩和) ☐ 窓の日射(4%緩和)		
	結露防止対策	結露の発生防止対策	☒ 防湿層の設置(繊維系断熱材等を使用する場合) ☐ 設置 () ☐ 省略 () ☒ 通気層の設置(外壁・屋根を断熱構造とする場合) ☒ 屋根 [☐ 有 () ☒ 省略 (RC造)] ・ 防風層の設置 () ☒ 外壁 [☐ 有 () ☒ 省略 (RC造)] ・ 防風層の設置 ()		
【一次エネルギー消費量等級】	適用する基準	適用する基準	☒ 非住宅・住宅計算方法 住棟評価の場合は以下のいずれかを選択 ☐ 住棟評価(単位住戸の合計) ☐ 住棟評価(単位住戸の合計+共用部) ☐ 誘導仕様基準	☒ 仕上表 ☒ 計算書 ☒ 面積表 ☒ 平面図 ☒ 機器表 ☒ 系統図	
一次エネルギー消費量	一次エネルギー消費量	外皮性能値	・ 外皮平均熱貫流率(U_A 値) ・ 冷房期の平均日射熱取得率(η_{AC} 値) ・ 暖房期の平均日射熱取得率(η_{AH} 値)	☒ 一次エネルギー消費量計算 結果による	
		居室等の面積	・ 合計の床面積 ・ 主たる居室 ・ その他の居室	☒ 一次エネルギー消費量計算 結果による	
		一次エネルギー消費量	・ 基準一次エネルギー消費量 ・ 設計一次エネルギー消費量	☒ 一次エネルギー消費量計算 結果による	
		設備機器等の仕様	☒ 一次エネルギー消費量計算結果による		
		誘導仕様基準	暖房設備	・ 暖房方式 () ・ 暖房機器の仕様等 ()	
			冷房設備	・ 冷房方式 () ・ 冷房機器の仕様等 ()	
			換気設備	・ 熱交換換気設備の有無 ☐ 有 ☐ 無 ・ 換気機器の仕様等 ()	
			照明設備	☐ 全ての照明設備がLED又は同等以上	
			給湯設備	☐ 給湯熱源機の種類等 () ・ 所定の省エネ対策の実施 ☐ ヘッダー方式 分岐後配管径13A以下 ☐ 浴室シャワーの節湯水栓の使用 ☐ 高断熱浴槽の採用	

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

設計内容説明書【RC共同住宅等(住戸用)】

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容 確認欄
		項目	設計内容		
7. 住宅の規模	住宅面積	住宅の面積	・ 住宅の専用面積 (m ²) ・ 40m ² 以上ある階 (階) (m ²) うち階段部分面積 (m ²)	☐ 求積図 ☐	
8. 維持保全の方法		維持保全の期間等	・ 期間 () 年以上 ☐ その他の基準への適合	☐ 申請書 ☐ 維持保全計画書	
9. 資金計画		費用の設定	☐ 建築に要する費用の設定 ☐ 維持保全に要する費用の設定	☐ 申請書	
10. 居住環境への配慮	まちなみへの配慮	地区計画等への適合	・ 地区計画等、景観計画、建築協定、景観協定、条例、その他地方公共団体が自主的に定める要綱等がある区域 ☐ 区域外 ☐ 区域内 該当する地区計画等の名称 () ☐ 適合 ・ 住宅の建築制限がある都市計画施設等の区域として、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☐ 区域外	☐ 別添	
11. 自然災害への配慮		区域等への該当有無	・ 自然災害のリスクが特に高い区域 ☐ 区域外 ・ 自然災害のリスクに応じて、建築禁止から建築制限まで、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☐ 区域外 ・ 一定の自然災害のリスクはあるものの、建築制限はなく一律に居住を避けるべきとまではいえない区域 ☐ 区域外 ☐ 区域内 () ☐ 所管行政庁が定める必要な措置に適合	☐ 別添	

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

(記入例)

(第四面)

設計内容説明書【RC共同住宅等(住戸用)】

認定事項等	確認項目	設計内容説明欄※		記載図書	設計内容確認欄
		項目	設計内容		
7. 住宅の規模	住宅面積	住宅の面積	・ 住宅の専用面積 (58 m ²) ・ 40m ² 以上ある階 (58 m ²) うち階段部分面積 (0 m ²)	☒ 求積図 ☐	
8. 維持保全の方法		維持保全の期間等	・ 期間 (30) 年以上 ☐ その他の基準への適合	☐ 申請書 ☒ 維持保全計画書	
9. 資金計画		費用の設定	☒ 建築に要する費用の設定 ☒ 維持保全に要する費用の設定	☒ 申請書	
10. 居住環境への配慮	まちなみへの配慮	地区計画等への適合	・ 地区計画等、景観計画、建築協定、景観協定、条例、その他地方公共団体が自主的に定める要綱等がある区域 ☒ 区域外 ☐ 区域内 該当する地区計画等の名称 () ☐ 適合 ・ 住宅の建築制限がある都市計画施設等の区域として、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☒ 区域外	☒ 別添	
11. 自然災害への配慮		区域等への該当有無	・ 自然災害のリスクが特に高い区域 ☒ 区域外 ・ 自然災害のリスクに応じて、建築禁止から建築制限まで、所管行政庁が選定・公表したものの区域 ☒ 区域外 ・ 一定の自然災害のリスクはあるものの、建築制限はなく一律に居住を避けるべきとまではいえない区域 ☒ 区域外 ☐ 区域内 () ☐ 所管行政庁が定める必要な措置に適合	☒ 別添	

※この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の申請において詳細に設定してください。

3. 変更認定申請書（規則第三号様式）

（記入例）

第三号様式（第八条関係）（日本産業規格A列4番）

変 更 認 定 申 請 書
 （新 築 / 増 築・改 築 / 既 存）

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
 主たる事務所の所在地
 申請者の氏名又は名称
 代 表 者 の 氏 名

〇〇県〇〇市〇〇9-8-7
 共同住宅株式会社
 代表取締役 共同太郎

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画等の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 〇〇〇〇 号
2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
3. 認定に係る住宅の位置
〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
4. 認定に係る住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
区分所有住宅の該当の有無 ☐有 ☒無
5. 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、当初認定時の工事種別
新築
6. 法第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請により当初認定を受けた場合は、新築の時期または当初認定を受ける前の増築・改築の時期
7. 変更の概要
〇〇〇の変更

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

<略>

4. 変更認定申請書（規則第六号様式）

（記入例）

第六号様式（第十三条関係）（日本産業規格A列4番）

（第一面）

変 更 認 定 申 請 書

（新 築 / 増 築・改 築）

年 月 日

所管行政庁 殿

※ 区分所有住宅の管理者等の決定を行う。
区分所有住宅の分譲事業者が申請を行う場合、引き渡し後に区分所有住宅の管理を行う管理者等（管理組合）が選任されたときは、長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請（法第9条第3項）が必要となる。

区分所有住宅 住所又は 〇〇県〇〇市〇〇9-8-7
分譲事業者 主たる事務所の所在地 共同住宅株式会社
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名 共同太郎

区分所有住宅 住所又は 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
の管理者等 主たる事務所の所在地
氏 名 又 は 名 称 ●●マンション管理組合
代 表 者 の 氏 名 理事長 管理次郎

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第3項の規定に基づき、長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請します。この申請書に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号
第 〇〇〇〇 号
2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日
令和〇〇年 〇〇月 〇〇日
3. 認定に係る住宅の位置
〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3
4. 当初認定時の工事種別
新築

（本欄には記入しないでください。）

受 付 欄	認 定 番 号 欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

区分所有住宅分譲事業者又は区分所有住宅の管理者等が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(第二面)

1. 建築後の長期優良住宅の維持保全の方法及び期間

「●●マンション管理組合 長期修繕計画」による。【別添参照】(※資料としては省略)
 管理会社：■■管理株式会社

(注意)

1. 本欄には、区分所有住宅の管理者等が建築後の住宅の維持保全を管理会社と共同して行う場合には、当該管理会社の名称についても記載ください。

2. 住宅の建築及び維持保全に係る資金計画

① 建築に係る資金計画

販売価格の合算 (35 戸分) 約 17 億 5 千万円 (戸当たり平均約 5000 万円)

② 維持保全に係る資金計画

修繕資金として年間約 550 万円 (35 戸分) の積み立てを行う。

(注意)

- ①欄には、建築に要する費用の概算額を記載してください。
- ②欄には、住宅の修繕に要する費用の年間積み立て予定額を記載してください。
- ①、②欄とも、一棟に係る費用を記載してください。

3. 住宅の建築の実施時期

〔建築に関する工事の着手の予定年月日〕	令和〇〇年	〇〇月	〇〇日
〔建築に関する工事の完了の予定年月日〕	令和〇〇年	〇〇月	〇〇日

5. 承認申請書（規則第七号様式）

第七号様式（第十四条関係）（日本産業規格A列4番）

承 認 申 請 書
(新 築 / 増 築・改 築 / 既 存)

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づき、認定計画実施者の地位の承継について承認を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号
第 号
2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日
年 月 日
3. 認定に係る住宅の位置
4. 当初認定時の工事種別
5. 申請時における認定計画実施者の氏名
6. 地位の承継が生じた原因

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)
<略>

6. 許可申請書（規則第九号様式）

第九号様式 （第十八条関係）（日本産業規格A列4番）

許可申請書
（第一面）

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定による許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 殿

年 月 日
申請者氏名

【1. 申請者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
【ロ. 氏名】
【ハ. 郵便番号】
【ニ. 住所】
【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
【ロ. 氏名】
【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
【ニ. 郵便番号】
【ホ. 所在地】
【ヘ. 電話番号】

※手数料欄

※受付欄	※消防関係 同意欄	※建築審査会 同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日				年 月 日
第 号				第 号
係員氏名				係員氏名

7. その他の書類

①計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（参考様式2）

（建築士による書類を添付する場合）

（日本産業規格A列4番）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は

主たる事務所の所在地

申請者の氏名又は名称

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

4. 認定計画実施者の氏名

5. 計画に従って住宅の建築工事が行われたこと確認した建築士

（ 級）建築士（ ）登録第 号
住所
氏名

（ 級）建築士事務所（ ）知事登録第 号
名称
所在地

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

- 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(日本産業規格A列4番)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

〇〇県〇〇市長 殿

申請者の住所又は

〇〇県〇〇市〇〇9-8-7

主たる事務所の所在地

共同住宅株式会社 代表取締役 共同太郎

申請者の氏名又は名称

〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 住宅太郎

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 〇〇〇〇 号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

令和〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

3. 認定に係る住宅の位置

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

4. 認定計画実施者の氏名

共同住宅株式会社 代表取締役 共同太郎
住宅太郎

5. 計画に従って住宅の建築工事が行われたこと確認した建築士

(〇級) 建築士 (〇〇) 登録第 〇〇〇〇〇号
住所 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
氏名 〇〇 〇〇

(〇級) 建築士事務所 (〇〇) 知事登録第 〇〇〇〇号
名称 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
所在地 〇〇〇〇〇〇建築設計事務所

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(建設工事の受注者による書類を添付する場合)

(日本産業規格 A 列 4 番)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書

年 月 日

所管行政庁 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築工事が完了したので報告します。

1. 長期優良住宅建築等計画の認定番号

第 号

2. 長期優良住宅建築等計画の認定年月日

年 月 日

3. 認定に係る住宅の位置

4. 認定計画実施者の氏名

5. 当該住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を実施した施工者

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

(建設工事の受注者による書類)

(日本産業規格 A 列 4 番)

住宅の建築工事を完了した旨の報告書

年 月 日

発注者 殿

施工者の名称

建設業の許可番号

主任技術者の氏名

下記の住宅の建築工事の請負契約に基づき住宅の建築工事を完了したので報告します。

1. 住宅の所在地

2. 発注者の氏名

3. 建築工事の完了の日

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

②計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（参考様式３）

（日本産業規格Ａ列４番）

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

所管行政庁 殿

認定計画実施者の住所又は

主たる事務所の所在地

認定計画実施者の氏名又は名称

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第１４条１項２号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出します。

１．長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 号

２．長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

年 月 日

３．認定に係る住宅の位置

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

（注意）

- １．申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
- ２．認定計画実施者の氏名の欄には、建築又は維持保全を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

(日本産業規格 A 列 4 番)

認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書

年 月 日

〇〇県〇〇市長 殿

認定計画実施者の住所又は

主たる事務所の所在地

認定計画実施者の氏名又は名称 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 買取一郎

長期優良住宅の普及の促進に関する法律第14条1項2号の規定に基づき、認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめたいので、申し出します。

1. 長期優良住宅建築等計画等の認定番号

第 〇〇〇〇 号

2. 長期優良住宅建築等計画等の認定年月日

令和〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

3. 認定に係る住宅の位置

〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	認定番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意)

1. 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
2. 認定計画実施者の氏名の欄には、建築又は維持保全を行う権原を有さない者は記載する必要はありません。

<参 考>

＜参考＞○長期使用構造等の確認申請書の様式

第十一号の二様式（第七条の二関係）

確認申請書
(新築／増築・改築／既存)
(第一面)

年 月 日

登録住宅性能評価機関 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代表者の氏名

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第1項の規定に基づき、本申請に係る住宅の構造及び設備が長期使用構造等（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。）であることの確認を行うことを求めます。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

※受付欄	※料金欄
年 月 日	
第 号	
申請受理者氏名	

(注意)

1. この様式において、「既存」とは、本申請が、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係るものであることを指します。また、「一戸建ての住宅」は、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限り、「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。
2. 共同住宅等に係る申請にあつては、第三面を申請に係る住戸（認定を求める住戸）ごとに作成してください。
3. 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
4. ※印のある欄は記入しないでください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

○登録住宅性能評価機関が交付する確認書の様式

第十一号の四様式（第七条の四関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による

長期使用構造等である旨の確認書

（新築／増築・改築／既存）

第 号
年 月 日

申請者 殿

登録住宅性能評価機関

別添の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等であることを確認しました。

記

1. 申請年月日
2. 確認を行った住宅の所在地及び名称
3. 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
4. 確認を行った住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無
5. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別
6. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期
7. 確認を行った評価員の氏名
8. 確認対象住戸
9. 申請対象住戸のうち、上記確認対象住戸に該当しない住戸

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。

（注意）この確認書は、大切に保存しておいてください。

第十一号の五様式（第七条の四条関係）

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項の規定による

長期使用構造等でない旨の確認書

（新築／増築・改築／既存）

第 号
年 月 日

申請者 殿

登録住宅性能評価機関

別添の確認申請書に記載の住宅の構造及び設備については、下記の理由により長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第2条第4項に規定する長期使用構造等でないことを確認しました。

記

1. 申請年月日
2. 確認を行った住宅の所在地及び名称
3. 確認を行った住宅の階数、延べ面積及び構造
4. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別
5. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項又は第7項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期
6. 確認を行った評価員の氏名

（理由）

長期優良住宅 認定申請書作成の手引き

平成 21 年 5 月 18 日	第 1 版発行
平成 21 年 7 月 29 日	第 2 版発行
平成 22 年 8 月 25 日	第 3 版発行
平成 23 年 11 月 1 日	第 4 版発行
平成 27 年 4 月 1 日	第 5 版発行
平成 28 年 4 月 1 日	第 6 版発行
平成 30 年 7 月 1 日	第 7 版発行
令和 2 年 3 月 27 日	第 8 版発行
令和 4 年 2 月 20 日	第 9 版発行
令和 4 年 10 月 1 日	第 10 版発行
令和 4 年 11 月 7 日	第 11 版発行
令和 6 年 4 月 1 日	第 12 版発行
令和 7 年 4 月 1 日	第 13 版発行
編集協力 国土交通省住宅局住宅生産課	
発行 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会	

本書の作成にあたっては、
「住宅性能表示制度 評価申請書作成の手引き （発行サンパートナーズ（株））」
より引用・転載しております。